



# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2020年11月

株式会社スタメン

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式680,000千円（見込額）の募集及び株式480,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式192,000千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2020年11月11日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

## 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

---

株式会社スタメン  
愛知県名古屋市中村区井深町1番1号

## 経営理念

# 一人でも多くの人に、感動を届け、幸せを広める。

期待を超えたとき、そこには感動が生まれます。

「ITとリアルとの融合」を促す事業を展開し、  
社会に幸せを広めていくために、一人でも多くの人々の期待を超え、  
感動を届けられるサービスを生み出していきます。

## 事業の概況

当社は、上記経営理念のもと、「ITとリアルとの融合」を実現する製品やサービスの開発・提供に取り組んでおります。現在は、エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」という法人向けのSaaS\*（Software as a Service）モデルのサービスを創業事業として展開しております。



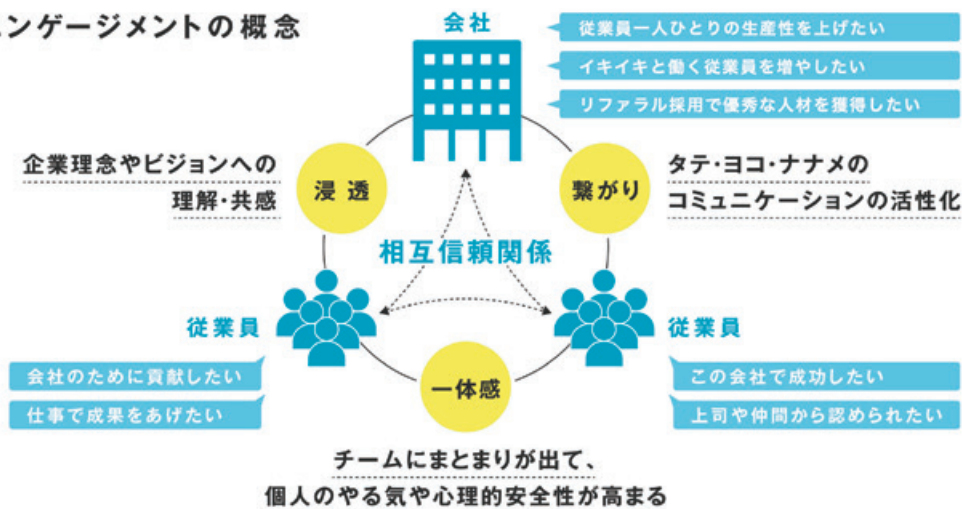
## SaaSモデルのプラットフォーム上で、エンゲージメント向上につながる社内制度を運用

※ SaaSとは、ソフトウェアをインターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用する状況を指します。

## 事業の内容

「TUNAG」は“社内制度運用クラウド”と“組織改善コンサルティング”をパッケージで提供し、エンゲージメント向上に定量的な形で貢献するエンゲージメント経営支援プラットフォームです。エンゲージメントとは「会社と従業員」のタテの相互信頼関係、及び「従業員同士」のヨコの相互信頼関係が確立されている状況と定義づけており、エンゲージメントと業績指標や離職率との相関関係が報告されております。一方、米ギャラップ社が世界各国の企業を対象に実施した従業員のエンゲージメント調査によると、我が国のエンゲージメントスコア\*1は140ヶ国中135位という結果\*2となっております。

### エンゲージメントの概念

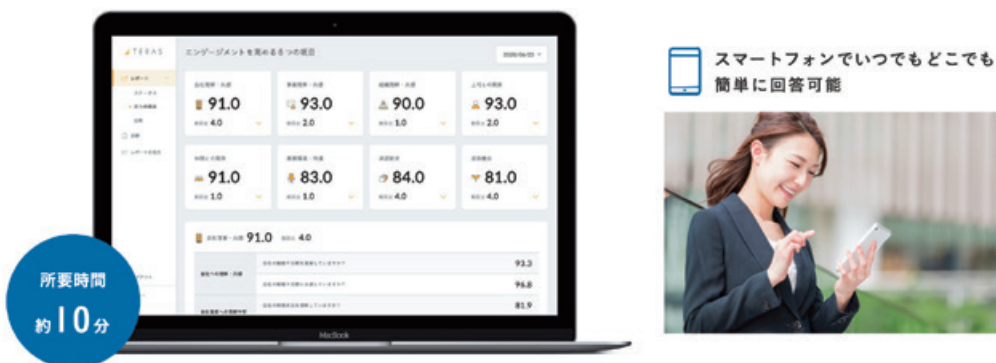


エンゲージメントの向上、及び、組織改善を行っていくためには、【Step.1】現状の組織課題を明らかにする、【Step.2】課題に対して適切な施策を設計する、【Step.3】設計した施策を形骸化させず、継続的に実施していく、という3つのステップが必要となります。

「TUNAG」は、それぞれのステップに対して「エンゲージメントサーベイ」「組織改善コンサルティング」「社内制度運用クラウド」というソリューションを提供できる、エンゲージメント向上へのワンストップサービスとなっております。

## Step.1 エンゲージメントサーベイ

組織の現状を可視化するために、エンゲージメントスコアを診断するサービスをクラウドツールで提供しております。診断レポートはシステムから自動生成され、組織の課題を数値で可視化することで、【Step.2】で行う施策の企画・設計における優先度や狙いを明確化することができます。



\*1 2017年に同社が実施した職場へのアンケート結果に基づきます。

\*2 他国のスコアとして、アメリカ8位、ブラジル20位、シンガポール31位、ドイツ86位、などがあります。

## Step.2 組織改善コンサルティング

エンゲージメントを向上するためには、「会社理解・共感」「上司や同僚との関係」「承認欲求」など様々な要素に対してアプローチしていくことが必要になります。そのアプローチを「社内制度」として具現化し、専任コンサルタント\*1が「TUNAG」上で運用が自走化するまで支援します。



## Step.3 社内制度運用クラウド

「TUNAG」のクラウドプラットフォーム上\*2では、社内制度が一元的に見える化されており、従業員が利用しやすい環境が提供されています。社内制度が利用された時には、利用した場所、一緒に参加した社員、写真などの内容がタイムラインに自動で共有され、それを見た他の社員との新たなコミュニケーションのきっかけを創出するとともに、更なる社内制度の利用を促します。こうして制度の利用情報が蓄積されていくことで、次第に、社内文化の構築、浸透が進んでいきます。また、組織単位の運用状況については、人事担当者が直感的に把握することのできる分析ダッシュボード\*3を提供しております。

### 自走化を促すTUNAGの仕組み



### データ駆動型の制度改善

システム運用に不慣れな人事担当者でも、制度の運用状況を直感的に把握することのできる高機能な分析ダッシュボードを提供。



※1 当社のコンサルタントは、数十社の企業に対して組織改善施策の企画、設計してきた経験を有しております。

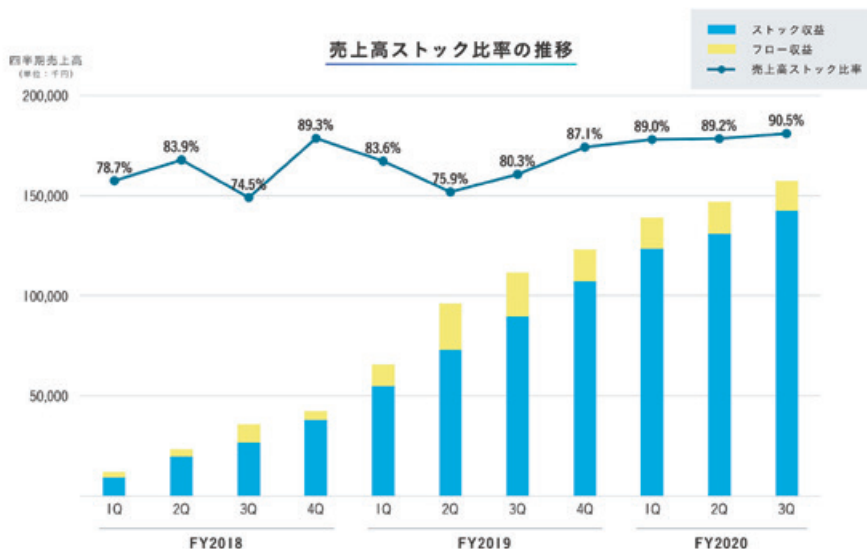
※2 当社のサービスは、アマゾンウェブサービス (AWS) のクラウド上に構築しております。

※3 ダッシュボードでは、施策の活用度合いや各種ランキング、部署役職ごとのセグメント分析などが可能です。

## 事業の特徴・強み

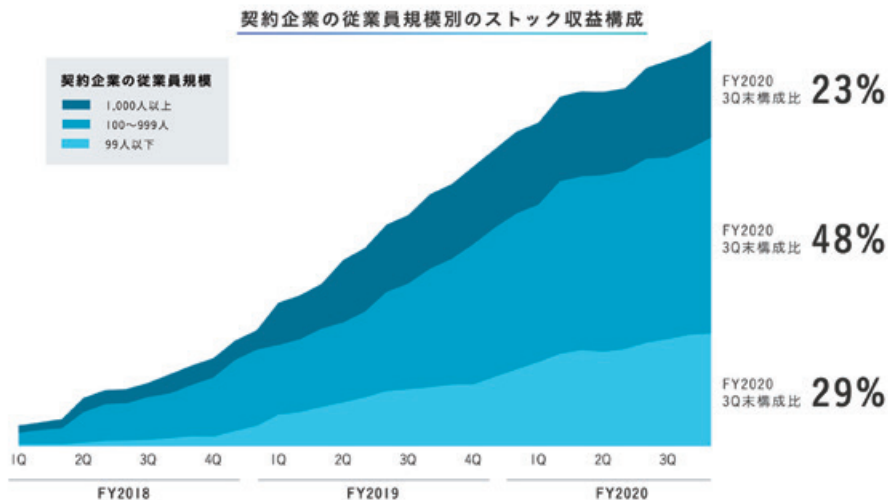
### サブスクリプション型ビジネス

エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」はクラウド上で提供するサービスの対価を利用期間に応じて受領するサブスクリプションモデルを採用しており、継続的な顧客接点にもとづきサービスの向上を図るとともに、継続ライセンスの蓄積により、安定収益の拡大を目指しております。新規顧客については、自社の営業活動により獲得するものに加え、パートナー\*からの顧客紹介による獲得があります。紹介を受けた顧客が成約となった場合、月額利用料等の一部を販売手数料として継続的に支払い、更なる顧客紹介につなげております。



### 多様な顧客群を獲得

「TUNAG」は「組織課題の解決」という企業経営の根幹を事業領域としているため、業種・業態を問わず、様々な企業で導入が進んでいます。加えて、顧客の従業員数も数十人から一万人以上までと、幅広い規模の企業の導入が全国で拡大しております。特に、直近1年間で従業員1,000人以上の大企業からの受注が増加しており、契約当たり売上高が上昇していることも、事業の高成長につながっています。

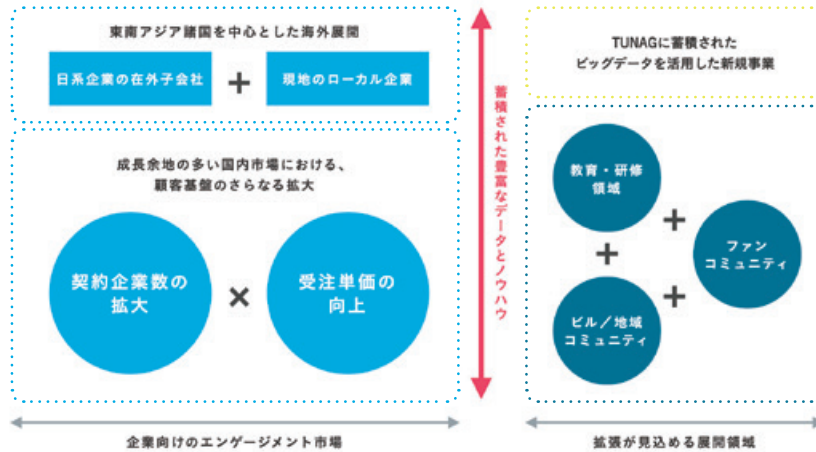


\* 業界特化型のコンサルティング事業を展開している企業や、法人向けの人材関連事業を展開する企業など。



## 成長戦略

今後の成長戦略としては、拡大余地が大きく広がっている国内企業向けのエンゲージメント市場で着実に事業規模を拡大しつつ、並行して、海外企業や企業以外のエンゲージメント領域にも、データとノウハウを生かして事業拡張を行っていきます。



## 企業向け以外のエンゲージメント市場

ファンエンゲージメント支援事業として、サブスクファンサロンアプリ「FANTS」事業を立ち上げ、すでにプロチームや有名タレントでの導入\*が進んでいます。これにより、企業組織だけでなく、これまでリーチできていなかった層にも、エンゲージメント支援事業を展開可能になりました。



プロバスケットボールチーム



若手アイドルユニット

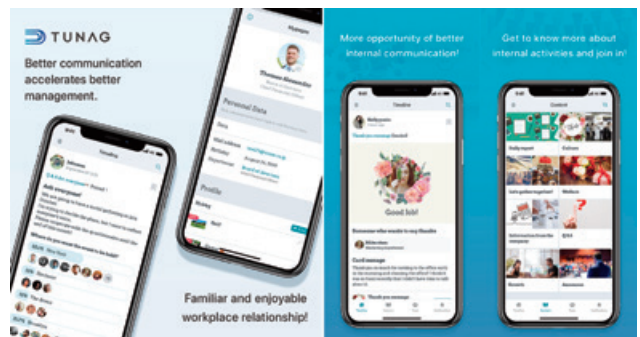


開園40周年の水族館

## 東南アジア諸国を中心とした海外展開

すでにシステムとしては、多言語対応が完了しており、まずは、東南アジア圏に事業を展開する日系企業の海外子会社への拡販を予定しています。

それを足掛かりに、順次、国内同様に定着率に課題を抱える現地企業への販路拡大を計画しています。



\* Bリーグに所属するプロバスケットボールチームの「レバンガ北海道」や開園40周年を迎えた愛知県知多半島にある水族館「南知多ビーチランド」などでご活用いただいております。



# 業績等の推移

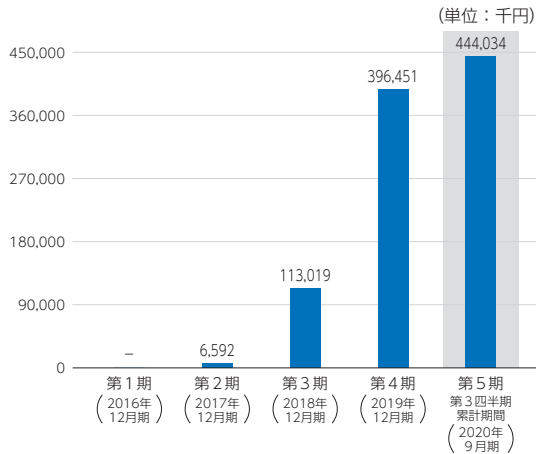
## 提出会社の経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 第3四半期
決算年月		2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年9月
売上高	(千円)	-	6,592	113,019	396,451	444,034
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△8,620	△82,477	△143,508	△36,664	8,610
当期純損失(△)又は四半期純利益	(千円)	△8,781	△83,018	△144,662	△36,855	6,475
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	60,000	202,500	202,500	202,500	202,500
発行済株式総数						
普通株式	(株)	6,000	6,225	6,225	6,225	7,425,000
A種優先株式		-	1,200	1,200	1,200	-
純資産額	(千円)	51,218	253,199	108,537	71,682	78,157
総資産額	(千円)	94,751	317,782	253,346	354,557	612,319
1株当たり純資産額	(円)	8,536.40	1,777.72	△17.71	△22.67	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失(△)又は 1株当たり四半期純利益	(円)	△2,634.49	△11,548.90	△19.48	△4.96	0.87
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期) 純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	54.1	79.7	42.8	20.2	12.8
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	△60,327	95,062	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	△23,619	△3,641	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末) 残高	(千円)	-	-	201,441	292,862	-
従業員数	(人)	1	10	36	47	-

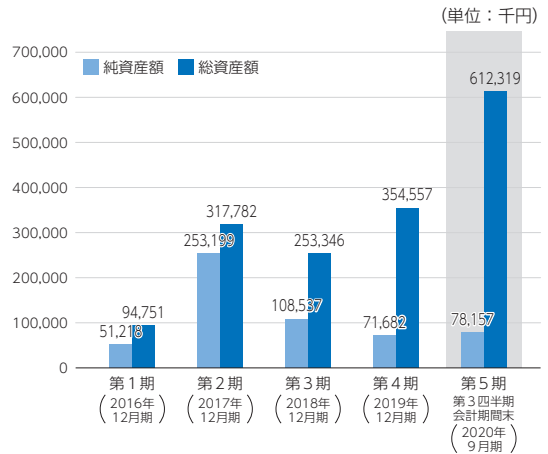
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、第1期については1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため、第2期、第3期、第4期については潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また1株当たり当期純損失であるため、第5期第3四半期については潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
6. 第1期から第4期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8. 第1期及び第2期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。
9. 臨時雇用者は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
10. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改訂」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第4期の期首から適用しており、第3期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
11. 第3期及び第4期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社監査法人により監査を受けております。また、第5期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社監査法人の四半期レビューを受けております。
- なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき有限責任 株式会社監査法人による監査を受けておりません。
12. 第5期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益については、第5期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第5期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
13. 2020年8月11日開催の取締役会決議により、A種優先株式を2020年8月11日付で取得し、引換えにA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、会社法第178条に基づき2020年8月11日開催の取締役会決議により、当該A種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は2020年9月30日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
14. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失又は1株当たり四半期純利益を算定しております。
15. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第1期及び第2期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任 株式会社監査法人の監査を受けておりません。

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 第3四半期
決算年月		2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年9月
1株当たり純資産額	(円)	8.54	1.78	△17.71	△22.67	-
1株当たり当期純損失(△)又は 1株当たり四半期純利益	(円)	△2.63	△11.55	△19.48	△4.96	0.87
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益	(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

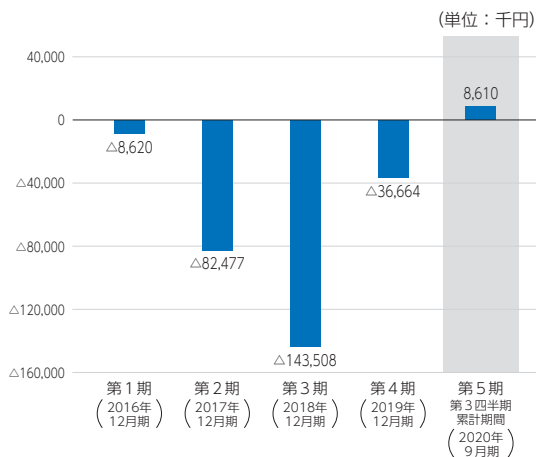
## 売上高



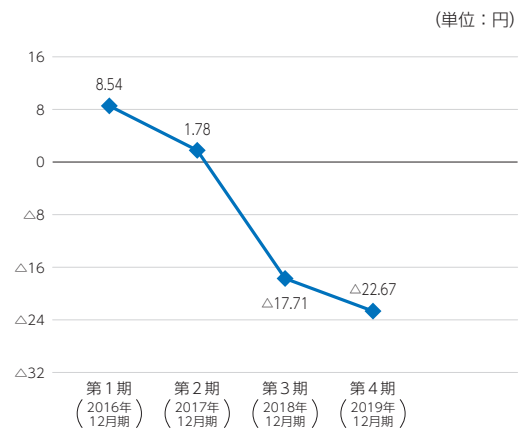
## 純資産額／総資産額



## 経常利益又は経常損失 (△)

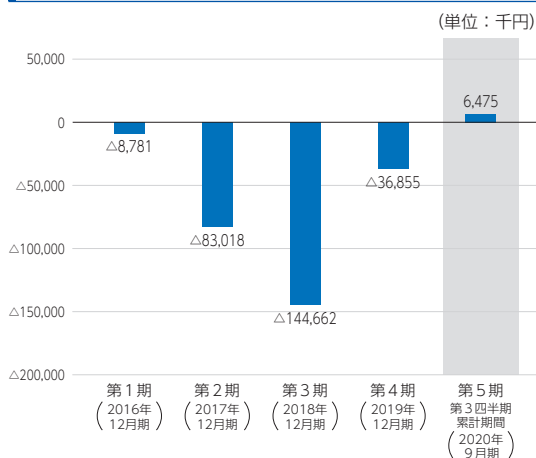


## 1株当たり純資産額

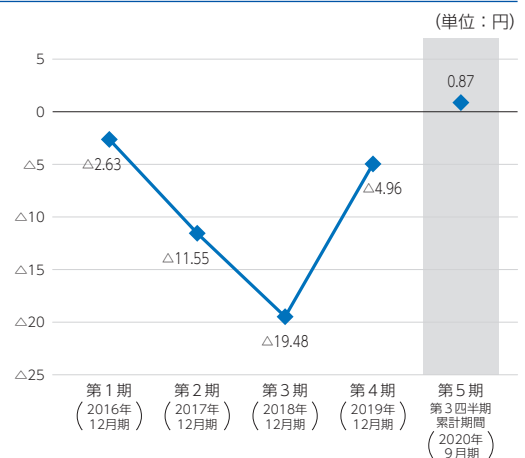


(注) 当社は、2020年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。上記では、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標を記載しております。

## 当期純損失(△)又は四半期純利益



## 1株当たり当期純損失(△)又は1株当たり四半期純利益



(注) 当社は、2020年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。上記では、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標を記載しております。

# 目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	5
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	7
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	7
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	8
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	9
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	19
5. 従業員の状況	19
第2 事業の状況	20
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	20
2. 事業等のリスク	23
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27
4. 経営上の重要な契約等	31
5. 研究開発活動	31
第3 設備の状況	32
1. 設備投資等の概要	32
2. 主要な設備の状況	32
3. 設備の新設、除却等の計画	32
第4 提出会社の状況	34
1. 株式等の状況	34
2. 自己株式の取得等の状況	51
3. 配当政策	51
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	52
第5 経理の状況	61
1. 財務諸表等	62
(1) 財務諸表	62
(2) 主な資産及び負債の内容	99
(3) その他	100

第6	提出会社の株式事務の概要	101
第7	提出会社の参考情報	102
1.	提出会社の親会社等の情報	102
2.	その他の参考情報	102
第四部	株式公開情報	103
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	103
第2	第三者割当等の概況	105
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	105
2.	取得者の概況	108
3.	取得者の株式等の移動状況	113
第3	株主の状況	114
	[監査報告書]	117

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年11月11日
【会社名】	株式会社スタメン
【英訳名】	Stamen Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 厚史
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区井深町1番1号
【電話番号】	052-462-1428
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 大西 泰平
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区井深町1番1号
【電話番号】	052-462-1428
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 大西 泰平
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 680,000,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 480,000,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 192,000,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	1,000,000（注）3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

（注）1 2020年11月11日開催の取締役会決議によっております。

2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 発行数については、2020年11月27日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。



## 2【募集の方法】

2020年12月7日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2020年11月27日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	1,000,000	680,000,000	400,000,000
計(総発行株式)	1,000,000	680,000,000	400,000,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(800円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(800円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は800,000,000円となります。

### 3【募集の条件】

#### (1)【入札方式】

##### ①【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2020年12月8日(火) 至 2020年12月11日(金)	未定 (注) 4	2020年12月14日(月)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2020年11月27日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年12月7日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 2020年11月27日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び2020年12月7日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 2020年11月11日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2020年12月7日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、2020年12月15日（火）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7 申込み在先立ち、2020年11月30日から2020年12月4日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

##### ①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦一丁目19番24号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

#### 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2020年12月14日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
計	—	1,000,000	—

- (注) 1 引受株式数は、2020年11月27日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 2 上記引受人と発行価格決定日(2020年12月7日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
- 3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
800,000,000	8,000,000	792,000,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(800円)を基礎として算出した見込額であります。2020年11月27日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

##### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額792,000千円については、認知度向上及び顧客基盤拡大に係る広告宣伝費、事業の拡大に伴う人材基盤の拡充に係る採用教育費及び人件費、当社サービス提供を効率化するための外注費及び業務委託費、人員拡大に伴うオフィス移転に係る費用並びに借入金の返済に充当する予定であります。具体的には以下の投資を予定しております。

- ① 認知度向上及び顧客基盤拡大に係る広告宣伝費として107,000千円(2021年12月期:45,000千円、2022年12月期:62,000千円)
- ② 事業の拡大に伴う人材基盤の拡充に係る採用教育費及び人件費として376,000千円(2021年12月期:177,000千円、2022年12月期:199,000千円)

- ③ 当社サービス提供を効率化するための外注費及び業務委託費として8,000千円（2021年12月期：4,000千円、2022年12月期：4,000千円）
- ④ 人員拡大に伴うオフィス移転に係る移転費用、賃料、敷金及び保証金として210,000千円（2021年12月期：85,000千円、2022年12月期：125,000千円）
- ⑤ 金融機関からの長期借入金の返済として40,000千円（2022年12月期：40,000千円）を充当予定であります。

なお、残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出、投資に充当する方針であります。当該内容等について現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（注）上記④のオフィス移転に係る設備計画投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除去等の計画」の項をご参照ください。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2020年12月7日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	600,000	480,000,000	岐阜県羽島郡笠松町 加藤 厚史 500,000株 愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番地 11 中京テレビ放送株式会社 100,000株
計(総売出株式)	—	600,000	480,000,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（800円）で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。



## 2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2020年 12月 8 日 (火) 至 2020年 12月11日 (金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目 9 番 1 号 大和証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の (注) 1 と同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2020年12月7日）に決定いたします。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と2020年12月7日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（2020年12月15日（火））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の (注) 7 に記載した販売方針と同様であります。

### 3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング 方式	240,000	192,000,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	240,000	192,000,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2020年12月15日から2021年1月8日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（800円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2に記載した振替機関と同一であります。

### 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2020年 12月8日(火) 至 2020年 12月11日(金)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（2020年12月7日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2020年12月15日(火)）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、2020年12月15日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

### 2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、2021年1月8日行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2021年1月8日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であり当社の株主、貸株人かつ代表取締役である加藤厚史、並びに当社の株主かつ取締役である大西泰平、小林一樹、満沢将孝及び森山裕平、並びに当社の株主かつ監査役である松井常芳、並びに当社の株主かつ執行役員である喜多亮介及び松谷勇史朗、並びに当社の株主かつ従業員である丸岡智泰及び岩田修、並びに当社の株主である株式会社スターフロンツ及び株式会社ライフワークは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（2021年6月12日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びグリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得することを除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社株主であるジャフコSV5共有投資事業有限責任組合、株式会社エイチーム、ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合、株式会社DGベンチャーズ、火浦俊彦及び馬上英実は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（2021年3月14日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、及び当社普通株式の売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

さらに、当社の新株予約権を保有する満沢将孝、大西泰平、小林一樹、森山裕平、喜多亮介、松谷勇史朗、丸岡智泰、中谷奈緒美及びその他23名は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエーション、株式分割及びストックオプションまたは譲渡制限付株式報酬にかかわる発行等（ただし、ロックアップ期間中に行使または譲渡されないものであり、かつ、ロックアップ期間中の発行等による累積での潜在株式ベースの希薄化率が0.5%を超えないものに限る。）を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の合意した期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は上記の合意した期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部もしくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

#### 4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち6,000株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月		2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高	(千円)	—	6,592	113,019	396,451
経常損失(△)	(千円)	△8,620	△82,477	△143,508	△36,664
当期純損失(△)	(千円)	△8,781	△83,018	△144,662	△36,855
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—
資本金	(千円)	60,000	202,500	202,500	202,500
発行済株式総数					
普通株式	(株)	6,000	6,225	6,225	6,225
A種優先株式		—	1,200	1,200	1,200
純資産額	(千円)	51,218	253,199	108,537	71,682
総資産額	(千円)	94,751	317,782	253,346	354,557
1株当たり純資産額	(円)	8,536.40	1,777.72	△17.71	△22.67
1株当たり配当額		—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△2,634.49	△11,548.90	△19.48	△4.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	54.1	79.7	42.8	20.2
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	△60,327	95,062
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	△23,619	△3,641
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	201,441	292,862
従業員数	(人)	1	10	36	47

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第1期については1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため、第2期、第3期、第4期については潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6. 自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

8. 第1期及び第2期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。
9. 臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
10. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第4期の期首から適用しており、第3期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。
11. 第3期及び第4期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。  
 なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人による監査を受けておりません。
12. 当社は、2020年8月11日開催の取締役会決議により、A種優先株式を2020年8月11日付で取得し、引換えにA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、会社法第178条に基づき2020年8月11日開催の取締役会決議により、当該A種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は2020年9月30日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
13. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
14. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。  
 なお、第1期及び第2期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
1株当たり純資産額 (円)	8.54	1.78	△17.71	△22.67
1株当たり当期純損失金額 (円)	△2.63	△11.55	△19.48	△4.96
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)



## 2 【沿革】

年月	概要
2016年1月	名古屋市東区泉に株式会社スタメン設立
2016年8月	創業事業「TUNAG」の開発を開始
2017年1月	東京支社を品川区西五反田に設立
2017年1月	「TUNAG」ベータ版をリリースし提供開始
2017年3月	第三者割当増資により、総額285,000千円を資金調達（2017年2月及び同年3月の総額）
2017年4月	エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」を正式リリース
2017年11月	本社を名古屋市中村区井深町に拡大移転
2018年5月	大阪支社を大阪市北区梅田に設立
2018年9月	東京支社を品川区西五反田に拡大移転
2019年11月	「TUNAG」グローバル版の提供開始
2020年5月	サブスクファンサロンアプリ「FANTS」※の提供開始

※ FANTSについては、「3事業の内容 (3) 当社のビジネスモデル」をご参照ください。

### 3 【事業の内容】

#### (1) 事業の概要

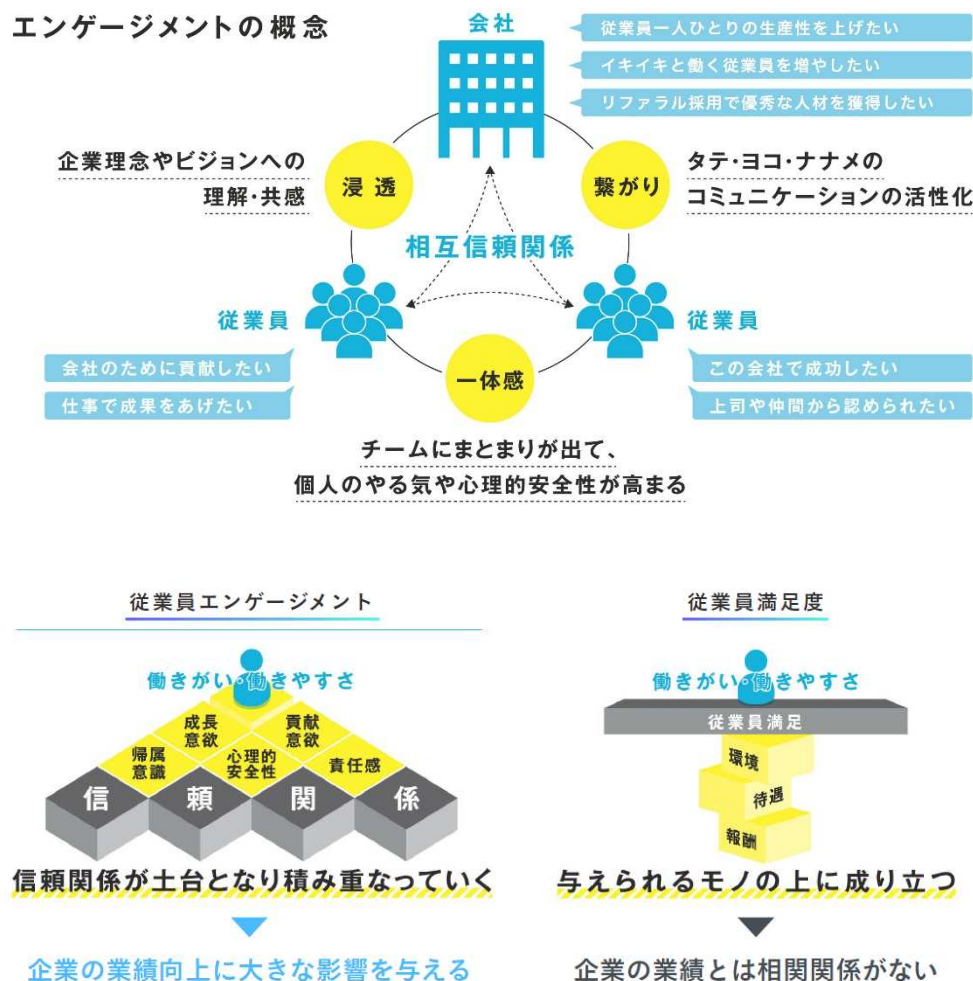
(経営理念)

当社は「一人でも多くの人に、感動を届け、幸せを広める。」という経営理念のもと、ITとリアルの融合を事業領域としており、現在は創業事業であるエンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」というSaaS (Software as a Service) (注1) モデルのサービスを提供し、人と組織の力による企業活動の支援を行っております。なお、当社のセグメントはエンゲージメント経営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (2) 当社サービスについて

エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」は企業のエンゲージメント向上を通じて、企業活動を支援するプラットフォームサービスです。エンゲージメントとは「会社と従業員」のタテの相互信頼関係、及び「従業員同士」のヨコの相互信頼関係が確立されている状況と定義づけられており、待遇や環境など与えられるモノの上に成り立つ従業員満足度とは異なる概念であります。信頼関係を土台とするエンゲージメントについては、業績指標や離職率との相関関係が報告されておりますが(注2)、米ギャラップ社が世界各国の企業を対象に実施した従業員のエンゲージメント調査 (State of the Global Workplace:Gallup, 2017) によると、我が国のエンゲージメントスコア※は140カ国中135位という結果となっております。

※同社が職場アンケートに基づき、エンゲージメントの高い社員の割合を算出したもの



エンゲージメントの向上、組織改善を行なっていくためには、①現状の課題を明らかにした上で、②それに対して適切な施策を設計し、③さらに設計した施策を継続的に実施していくという3つのステップが必要となります。「TUNAG」は、それぞれのステップに対して「エンゲージメントサーベイ」「組織改善コンサルティング」「社内制度運用クラウド」というソリューションを提供できるエンゲージメント向上へのワンストップサービスとなっております。



(Step. 1) エンゲージメントサーベイ

組織の現状を可視化するために、組織のエンゲージメントを診断するアンケートをクラウドツールで提供しております。診断するアンケートはスマートフォンやパソコンから短時間で回答することが可能であり、診断レポートがクラウドツールから自動生成され、その結果から課題を数値化する事で、(Step. 2)の施策の企画・設計における優先度や狙いを明確化することができます。回答結果は部署毎、役職毎など、様々なセグメント分類が可能であるほか、定期的なサーベイの実施により、回答結果の推移を比較することも可能となります。

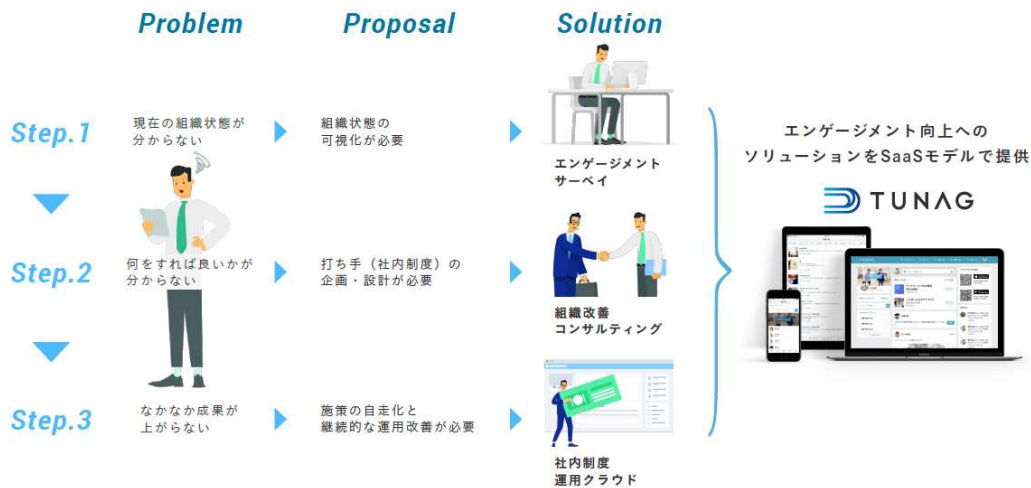
(Step. 2) 組織改善コンサルタント

エンゲージメントを向上するためには、「会社理解・共感」「上司や仲間との関係」「承認欲求」など様々な要素に対してアプローチしていくことが必要になります。「TUNAG」ではそのアプローチを「社内制度（注3）」として具現化し、専任コンサルタントが「TUNAG」上で運用が自走化するまで支援します。当社のコンサルタントは数十社の企業に対して組織改善施策を企画、設計した経験に加えて、全社で蓄積された300社を超える企業の制度設計・運用に関するノウハウを元に、組織課題に合わせた社内制度の企画・設計・提案を行います。

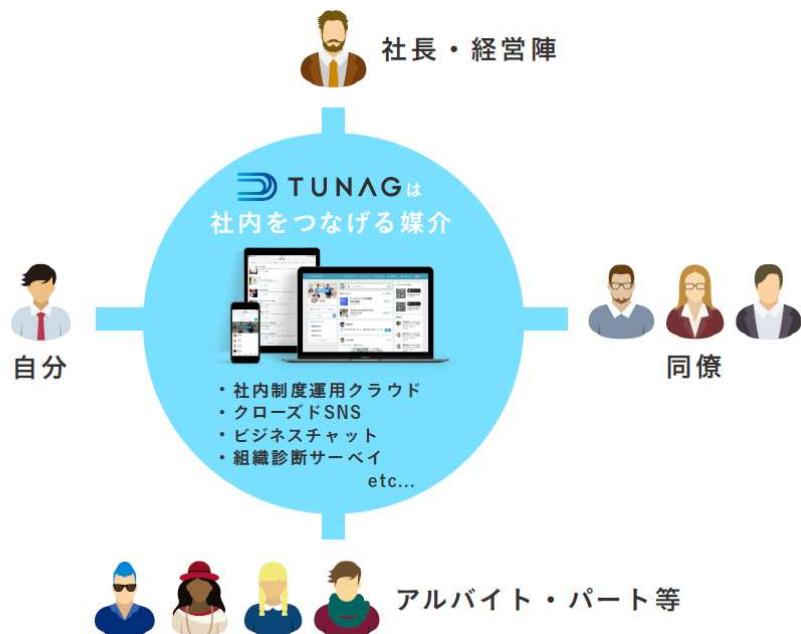
(Step. 3) 社内制度運用クラウド

社内改善施策の課題として、設計された社内制度が現場に浸透せず、運用施策の自走フェーズに至る前に形骸化してしまうことが挙げられます。「TUNAG」では、そういった事態を防止する仕組みを組み込んだクラウドツールを提供しております。なお、当社のサービスは、アマゾンウェブサービス (AWS) のクラウド上に構築しております。

「TUNAG」のクラウドツール上では、社内制度が一元的に見える化されており、従業員が利用しやすい環境を提供しております。社内制度が利用されたときには、利用した場所、一緒に参加した従業員、写真などの内容がタイムラインに投稿として自動で共有され、それを見た他の社員との新たなコミュニケーションを発生させるとともに、さらなる社内制度の利用を促します。こうして投稿が蓄積されていくことで、次第に、社内文化の構築、浸透が進んでいきます。また、組織単位の運用状況については、人事担当者が直感的に把握することのできる分析ダッシュボードを提供しており、分析ダッシュボードでは施策の活用度合いや各種ランキング、部署役職ごとのセグメント分析などが可能となっています。



以上の3つのステップを通じて、社内の様々なステークホルダーが、「TUNAG」を媒介として有機的につながり、組織のエンゲージメント向上につなげていきます。



(3) 当社のビジネスモデル

エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」はクラウド上で提供するサービスの対価を利用期間に応じて受領するサブスクリプションモデルを採用しており、アカウント数に応じた料金体系となっております。月額利用料をストック収益として積み上げていくことで、継続的な顧客接点にもとづくサービスの向上と安定収益基盤の拡大を目指しております。

政府主導で“働き方改革”が推進されている国内において、“エンゲージメント経営支援”という独自の切り口を提案すること、また「組織課題の解決」という企業経営の根幹を事業領域としていることにより、「TUNAG」はサービス提供開始以降、業種・業態を問わず契約企業数を拡大しております。また、継続ライセンスの蓄積により、売上高ストック比率（「TUNAG」の売上高に占める、利用料やオプション等の月額収益の割合）についても高水準を維持しております。

(エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」契約数の推移)

	2018年				2019年				2020年		
	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q
契約企業数 (社)	31	61	93	123	155	198	226	249	279	293	310
売上高ストック 比率 (%)	78.7	83.9	74.5	89.3	83.6	75.9	80.3	87.1	89.0	89.2	90.5

(注) 契約企業数は各四半期末時点の社数となります。また、売上高ストック比率は各四半期会計期間における売上高の合計より算出しております。

新規顧客獲得については、Web広告、イベント出展、架電などの自社の営業活動によるものとパートナー（注4）からの顧客紹介によるものがあります。現時点の契約の大半は自社活動によるものであり、マーケティング活動の強化や導入実績の蓄積により、問い合わせ件数の増加につなげております。パートナーからの顧客紹介については、成約となった場合、月額利用料等の一部を販売手数料として継続的に支払い、更なる顧客紹介につなげております。自社・パートナー双方の活動により、大規模企業からの受注も増加しており、従業員数1,000人以上の企業におけるストック収益が、2017年度末から2020年第3四半期末まで継続的に増加しております。

また、企業以外の組織への汎用性も見込んでおり、同一オフィスビルの利用者等に向けたコミュニティエンゲージメント、スポーツやタレントを応援するファンエンゲージメント（注5）といった展開を開始しております。

(注1) SaaSとは、ソフトウェアをインターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用する状況を指します。

(注2) エンゲージメントに関する代表的な調査として、以下の2つがあげられます。なお、「エンゲージメント」に関する統一的な定義はないため、「エンゲージメント」「従業員エンゲージメント」など若干表現に差異があります。

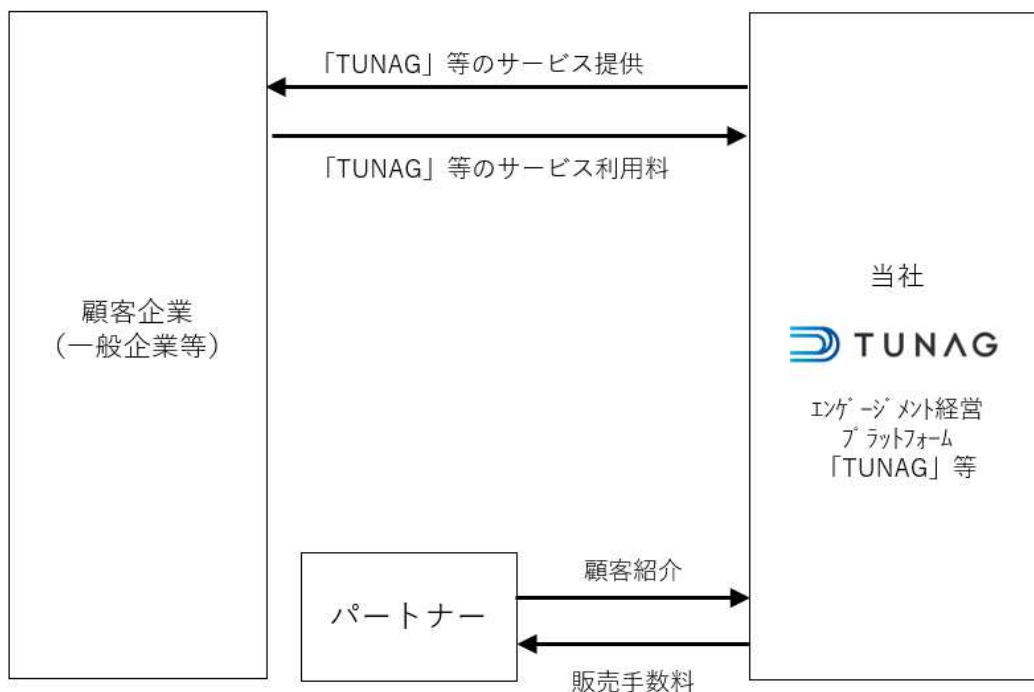
① アメリカの経営・人事管理コンサルティング会社であるCEB社（Corporate Executive Board）の2004年のレポート「Driving Performance and Retention Through Employee Engagement」によると、従業員エンゲージメントの高い従業員の12ヶ月以内の離職可能性率は1.2%にとどまり、従業員エンゲージメントの低い従業員の離職率は9.2%と高くなっています。

② アメリカのコンサルティングファームである2012年のウイリス・タワーズワトソン社の調査『2012Global Workforce Study』によると、エンゲージメントの低い企業群、エンゲージメントが高い企業群の1年後の業績指標に3倍もの差が見られることが明らかになっています。

(注3) 社内制度とは、社内で期待する行動やコミュニケーションを形にしたものの総称であり、感謝の気持ちを送りあう「サンクスメッセージ」や、自らの業務情報を共有する「日報」など、福利厚生に類するものから業務関連のものまで幅広く含み、現在でも多くの企業で実施・運用されています。

(注4) 業界特化型のコンサルティング事業を展開している企業や、法人向けの人材関連事業を展開する企業等と顧客紹介契約を締結しております。

(注5) 2020年5月よりサブスクファンサロンアプリ「FANTS」として提供を開始しております。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
58	28.9	1.6	4,319

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
 2. 臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。  
 3. 平均年間給与は、基準外賃金等を含んでおります。  
 4. 従業員数が最近1年間において、11名増加しております。これは主に事業の拡大に伴う採用の増加によるものであります。  
 5. 当社の事業は、エンゲージメント経営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。



## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

#### (1) 経営の基本方針

当社は経営理念として「一人でも多くの人に、感動を届け、幸せを広める。」を掲げており、世の中に良い影響力を与えるサービスを、「期待を超える＝感動」のエッセンスに徹底してこだわり、提供していくことを企業のミッションとしております。

#### (2) 目標とする経営指標等

持続的な成長を目指していくため、主な経営指標として売上高、営業利益を特に重視しております。また、エンゲージメント経営プラットフォーム事業はBtoB・SaaS・サブスクリプション型のビジネスモデルであるため、KPI（Key Performance Indicators）として、契約企業数、契約企業の平均月額収益、売上高ストック比率等を重要指標として運営を行っております。

#### (3) 経営環境及び経営戦略

我が国は少子高齢化により、人口減少の局面を迎え、今後、生産年齢人口の減少が続く見通しであり、人手不足が経営危機を招き、倒産に至る事例も増えております。我が国の企業は、採用獲得競争の激化と雇用の流動化の中で、採用できない／採用した従業員はやめてしまう、という二重苦の状態にあり、人材定着や離職改善への意識は今後一層高まっていくことが予想されます。最近のHR Tech※1の展示会でエンゲージメントにフォーカスしたサービスが取り扱われ、また、エンゲージメント関連の書籍の出版も増えており、エンゲージメントに対する注目度は徐々に高まりつつあると当社は考えております。

他方、「TUNAG」の属するHR Tech市場を含む、国内におけるSaaSモデルサービスの市場については拡大を続けており、2018年度に4,000億円を超える規模に到達したと見られ、2023年度には8,174億円へと拡大すると予測されております※2。

※1 人事・人材領域におけるテクノロジーを活用したサービスの総称。

※2 富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2019年版」による。

HR Tech市場は育成・定着系、採用管理系、人事・配置系、労務管理系の4つの領域に区分されておりますが、「TUNAG」は「組織課題の解決」を促すソリューションとして複数の領域にまたがって顧客開拓を進めることができるため、ビジネスの拡張余地が大きくなっております。

そのため、当社の経営戦略としては、まず、国内における潜在的な顧客層に対するアプローチを継続し、「TUNAG」の契約企業を着実に拡大してまいります。同時に、当該事業を通じて蓄積したエンゲージメントによる組織運営のノウハウをもとに、東南アジア諸国を中心とした海外企業や企業以外のエンゲージメント領域にも事業拡張を行ってまいります。具体的な戦略は以下のとおりです。

##### ① 国内市場における顧客基盤の拡大

国内市場においては引き続き、契約企業数の拡大と受注単価の向上を進めてまいります。

契約企業数について、国内の総企業数における「TUNAG」のカバー率は1%未満であり、販売パートナーの開拓や導入実績を活用した広告プロモーションの強化などにより契約企業数を拡大してまいります。

受注単価については、部署契約企業の全社展開推進、アルバイト／パートまで含めた全社展開推進といった利用者を拡大するアップセルや、チャット／リワード※などの拡張機能の拡販、エンゲージメント研修など付帯サービスの提供といったオプションを提供するクロスセルにより、受注単価の向上を図ります。

※社内制度の利用促進のために、社内制度ごとにポイントを設定し、利用者に対して付与できる機能。

##### ② 更なるノウハウの活用

国内企業におけるエンゲージメント経営支援のノウハウをもとに、国内同様に定着率に課題を抱える海外企業への販路拡大、並びに同一オフィスビルを利用するビルコミュニティ及びスポーツやタレントを応援するファンコミュニティへの展開を進めてまいります。また、「TUNAG」に蓄積された従業員の生のアクションデータと、組織サーベイの回答データといったビッグデータについて、AIを活用し統計解析することで、新たな機能の開発や独自のコンサルティングノウハウの集積を目指してまいります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社のさらなる成長を実現するため、対処すべき課題は以下のとおりであると認識しております。

① 人材の確保と組織力の強化

当社の持続的な事業継続には、事業拡大に対応できる人材の採用を継続し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社の経営理念や行動指針に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、社内のエンゲージメントを高め、社員が早期に活躍できる社内施策の整備や環境構築に努めてまいります。

② 新規契約獲得力の強化

現在、名古屋・東京・大阪を中心とし、全国に営業活動を行っておりますが、新規契約実績の半数以上が、プロモーションコストを必要としない「顧客紹介」や営業人員の架電などのテレマーケティングによる「アウトバウンド活動」経由となっております。今後も新規顧客の開拓を行うために、営業人員の増員や教育体制の整備を行うとともに、販売パートナーの開拓や広告プロモーション（Web広告、イベント出展等）などの「インバウンド活動」を強化してまいります。また、導入実績が増えるにつれて、大企業からの受注が増加しており、ストック収益も2018年度末から2019年度末にかけて大きく増加しております。こうした平均単価の高い大企業の新規開拓についても、これまで以上に注力してまいります。

③ 継続率の確保

導入顧客における効果最大化のため、サービス利用を支援するカスタマーサクセス部門の新規採用や教育体制の整備を行うことで、高い継続率の維持に取り組めます。加えて、顧客企業における効果の最大化のみならず、顧客間のネットワークを形成することにより、外部への広告・宣伝効果を創出し、新規顧客の開拓の効率化を図ります。

④ 技術革新への対応

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、顧客ニーズに対応する技術をいち早く取り込むことが競争優位性を維持していく要因となります。当社は、顧客ニーズに対応すべく、外部サービスとの連携を含め、新たな技術を吟味しながら、サービス機能の拡充に努めてまいります。

⑤ 情報管理体制

当社は、顧客及びその従業員に関する個人情報も多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要な課題であると認識しております。現在も情報管理については細心の注意を払っておりますが、今後も継続して、セキュリティの確保や社内体制の整備を行ってまいります。

⑥ 国内のエンゲージメント経営プラットフォーム事業に依存しない収益基盤

当社は、国内の「働き方改革」や「テクノロジー」への注目を背景にサービスを拡大しており、その傾向は続くものと考えておりますが、技術革新や急速な景気変動に対して、現在のエンゲージメント経営プラットフォーム事業を補完すべく、エンゲージメント経営プラットフォーム事業の海外展開や、人事領域以外におけるサブスクリプション型の新規事業の創出を行ってまいります。

⑦ 利益の定常的な創出

当社の収益モデルは、サービスが継続して利用されることで収益が積み上がっていくストック型のビジネスモデルですが、収益を積み上げていくために費用が先行して計上されるという特徴があります。一方で、事業拡大に伴う人件費、採用費、広告宣伝費等の費用については、顧客基盤の拡大に伴い売上高に占める比率を低減させていくことが可能となるため、今後の新規顧客獲得活動や継続率の確保により、収益性の向上に努め、利益を定常的に創出できる体制を目指す方針であります。なお、2018年12月期、2019年12月期及び2020年12月期第3四半期累計期間における四半期ごとの経営成績の状況は以下のとおりです。

(2018年12月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年3月31日)	第2四半期会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	第3四半期会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	第4四半期会計期間 (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)	事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高	11,791	23,280	35,681	42,265	113,019
営業損失(△)	△21,657	△32,497	△41,910	△47,671	△143,736

(注) 2018年12月期の四半期会計期間の数値については、監査法人によるレビューを受けておりません。

(2019年12月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年3月31日)	第2四半期会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	第3四半期会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)	第4四半期会計期間 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)	事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	65,762	96,054	111,600	123,033	396,451
営業利益又は営業 損失(△)	△23,086	△17,676	5,431	△1,094	△36,426

(注) 2019年12月期の四半期会計期間の数値については、監査法人によるレビューを受けておりません。

(2020年12月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)	第2四半期会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	第3四半期会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)
売上高	138,835	147,035	158,163
営業利益又は営業 損失(△)	△3,642	17,982	△2,923

(注) 2020年12月期の四半期会計期間の数値については、監査法人によるレビューを受けておりません。

⑧ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に深刻化し、緊急事態宣言の発令までに至った2020年3月～5月において、新規契約獲得数が伸び悩み、月額収益の増減に影響があったものの、四半期単位では増収を継続することができました。6月以降は月額収益が改善傾向にあるものの、感染拡大の第2波や長期化も想定されることから、対応策としてオンラインセミナー（ウェビナー）やWeb商談、IT導入補助金の活用など、テレワーク推進銘柄として継続成長できる販売体制を構築してまいります。

## 2 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針であります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 事業環境に関するリスク

#### ① 経営環境の変化について

当社のエンゲージメント経営プラットフォーム事業は企業を主要顧客としており、働き方改革やITに関する投資マインドの向上により、顧客企業を増やしてまいりましたが、顧客企業のIT投資マインドが減退するような場合には、新規契約数の減少をはじめ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 技術革新について

当社が事業展開しているインターネット関連市場は、技術革新や新サービスの登場が頻繁に生じる業界であります。当社においても、最新の技術動向について、勉強会やセミナーなど外部有識者からの情報収集を行いつつ、新たな技術分野に明るい人材の採用や社内における教育体制の整備に努めております。しかしながら、当社が技術革新の変化に適時に対応できない場合、または、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多くの費用を要する場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ 競合について

当社が提供する人事領域のクラウドサービスにおいては、大手・中小問わず競合企業が今も増え続けております。エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」は、「組織課題の解決」をソリューションとしており、育成、人事、労務管理、採用といった顧客側で導入されている人事領域のサービスとは直接競合せず、かつ連携※する形で導入を推進することができると当社は考えております。

※例えば、他社の組織診断結果を元にした社内制度の導入、趣味嗜好等も盛り込んだ人材データベースの構築、日報・勤怠報告の運用、リファラル採用等の協力を発信等

また、「TUNAG」はオプション機能を含めたサービスの多機能性と専任コンサルタントによるサポート体制を兼ね備えていること、及び運営ノウハウの蓄積が進むことも、優位性の確保に寄与するものと考えております。しかしながら、他社による類似サービス提供による価格競争の激化や予期しないサービスの登場などにより、当社の新規契約数や既存顧客の解約数が増加する可能性など当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④ 感染症や自然災害について

当社のエンゲージメント経営プラットフォーム事業は、企業の従業員が利用するサービスになるため、感染症や自然災害により、顧客及び当社従業員における勤務状況の変化や顧客企業の経営状況の悪化により、新規導入の延期や中止などに及ぶ可能性があります。また、展示会の中止や顧客への訪問制限など、営業活動に影響を及ぼす可能性があります。当事業がストック型の収益モデルであることに加え、有事の際にもサービスの提供や営業活動が行うことのできる体制整備、新規事業による収益源の多様化により、リスクの低減をすすめておりますが、想定を超える災害が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 事業内容及び当社サービスに関するリスク

#### ① 解約について

当社サービスの契約企業に対するサブスクリプション型の売上につきまして増加傾向を続けておりますが、顧客企業の利用状況や経営環境の変化などの理由により、毎年一定の解約が発生しております。予算及び事業計画においても一定の解約数を織り込んでおりますが、想定を超える解約が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 特定の製品への依存について

当社の売上高の大部分が、エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」により構成されております。「TUNAG」の属するHR Tech市場につきましては、今後も拡大が見込まれておりますが、上記(1)のとおり環境変化や技術革新、競合企業の新規参入などにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ システムトラブルについて

当社が顧客に提供しているアプリケーションは、クラウドという特性上、インターネットを經由して行われており、インターネットに接続するための通信ネットワークやインフラストラクチャーに依存しております。安定的なサービスの運営を行うために、サーバー環境の増強、セキュリティの強化、システム管理体制の構築等により、システム障害に対する備えをしております。しかしながら、大規模なプログラム不良や自然災害、事故、不正アクセス、その他何らかの要因によりシステム障害やネットワークの切断等予測不能なトラブルが発生した場合には、社会的信用失墜等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 重大な不具合について

当社の提供するソフトウェアはアップデートを継続的に実施しており、厳しい品質チェックを行った上で顧客への提供を行っておりますが、提供後に重大な不具合（バグ等）が生じ、信用の失墜、損害賠償責任が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 情報管理体制について

当社では、業務に付随して顧客企業に関する個人情報を含む多数の情報資産を取り扱うため、役員及び従業員に対して情報セキュリティに関する教育研修を実施しております。また、個人情報に関しては、プライバシーマークを取得し、個人情報の保護に関するマネジメントシステムを整備・運営しており、その他の情報資産についてもその運用を準用する等、情報管理体制の強化に努めております。しかしながら、何らかの理由により重要な情報資産が外部に漏洩するような場合には、当社の社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 海外展開について

当社はこれまで国内を中心に事業展開をしてまいりましたが、海外における事業展開も検討しており、グローバル版として、言語対応等のシステム開発を行ってまいりました。海外への事業展開については、進出する国の政治・経済・法規制などの様々なリスクについて、最小限となるよう十分な検討と対策を講じた上で進めていく方針ですが、予測困難なリスクが発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 新規事業について

当社はこれまで主として人事領域に事業展開をしてまいりましたが、事業規模の拡大と収益源の多様化に向けて人事以外の領域において新規事業を行っていく方針であります。新規事業につきましては、予め成長性やリスクを十分に調査・検討し実行してまいりますが、安定収益を創出するには一定の期間と投資を要することが予想され、全体の利益率を低下させる可能性があります。また、新規事業が想定していた成果を上げることができなかった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

① 社歴が浅いことについて

当社は2016年1月に設立された社歴の浅い会社であるため、期間業績比較を行うために十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報として不十分な可能性があります。

② 人材の確保や育成

当社が今後事業を拡大していくためには、人材の確保、育成が重要であると認識しております。しかしながら、当社が求める優秀な人材の採用が滞る、社内の人材の流出が進むといった場合には、新規顧客の営業活動の減少や既存顧客へのサービス水準の低下などにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役社長である加藤厚史は、経営方針や事業戦略の決定など、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしております。現在、当社では同氏に過度に依存しない経営体制の整備や、経営幹部の育成等に努めておりますが、何らかの理由により同氏による当社業務の遂行が困難となった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 内部管理体制の構築について

当社は、今後の事業拡大及び人員増加に際して、内部管理体制をさらに強化する必要があると認識しております。しかしながら、事業の拡大ペースに応じた人員増強や育成、体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及び知的財産権等に関するリスク

① 知的財産権について

当社は、提供するサービスの名称につき商標登録を行っており、将来実施していくサービスについても同様に商標登録を行っていく方針であります。また、他社の知的財産権につきましても、侵害のないよう顧問弁護士等と連携し対応を講じております。しかしながら、当社の知的財産権の侵害や当社の他社知的財産権の侵害を把握しきれずに、何らかの法的措置等が発生した場合、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報保護について

当社は、提供するサービスに関連して個人情報を取り扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社は、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、アクセスできる社員を限定するとともに、「個人情報保護規程」等を制定し、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、同法及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインを遵守しております。

また、当社はプライバシーマークを取得しており、個人情報の保護に関するマネジメントシステムを整備・運営しておりますが、何らかの理由により当社が保有する個人情報等に漏洩、改ざん、不正使用等が発生した場合、当社の社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ その他訴訟等について

当社は本書提出日現在において、重大な訴訟を提起されている事実はございませんが、事業活動の遂行過程において、取引先及び従業員等により提起される訴訟その他の法的手続の当事者となるリスクを有しています。これらの手続は結果の予測が困難であり、多額の費用が必要となったり、事業活動に影響を及ぼしたりする可能性があります。さらに、これらの手続において当社の責任を問うような判断がなされた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が事業活動を行う中で、顧客等から当社が提供するサービスの不備、当社が提供するアプリケーションの不具合、個人情報の漏洩等により、訴訟を受けた場合には、当社の社会的信用が毀損され、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

① 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社では、当社の役員及び従業員等に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、本書提出日現在における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は5.6%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

② 過年度の経営成績及び税務上の繰越欠損金について

当社は、第1期から第4期において、経常損失及び当期純損失を計上しております。また、2019年12月31日時点において税務上の繰越欠損金が262百万円存在しております。繰越欠損金は、一般的に将来の課税所得から控除することが可能であり、将来の税額を減額することができますが、今後の税制改正の内容によっては、納税負担額を軽減できない可能性もあります。また、繰越欠損金が解消された場合、通常の税率に基づく法人税等が発生し、当社の経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

③ 継続的な投資と赤字計上について

当社は、継続的な成長のため、認知度の拡大と契約社数の増加及び優秀な人材獲得に努めてまいりました。近年、これらの取り組みを積極的に進めていることや、当社のビジネスモデル上、継続的に当社サービスを利用する顧客を増加させることで収益を積み上げ、投資回収を図る形態のため、第4期までの経営成績は営業赤字となっております。四半期会計期間においては、2019年第3四半期以降は大型展示会等の広告宣伝費における特別な支出がなければ四半期営業黒字を計上できる水準を維持しておりますが、今後も引き続き、認知度の

拡大に資する活動及び優秀な人材獲得の活動を実施していく中で、想定どおりに効果が得られない場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2018年12月期における広告宣伝費は4,230千円、人件費は145,854千円、営業損失は143,736千円であり、2019年12月期における広告宣伝費49,768千円、人件費は251,897千円、営業損失は36,426千円であります。また、2020年12月期第3四半期累計期間における広告宣伝費は67,267千円、人件費は256,712千円、営業利益は11,416千円であります。

#### ④ 配当政策について

当社は成長過程にあるため、株主に対する利益還元と同時に、財務基盤を強化すること及び競争力を確保し、積極的に事業拡大を図っていくことが重要な経営課題であると認識しております。直近の事業年度の配当につきましては、経常損失及び当期純損失を計上したこと、及び財務体質の強化のため無配とさせていただきました。内部留保資金につきましては、人材の採用、管理体制の整備、及び収益基盤の強化のための資金として、有効に活用してまいりたいと考えておりますが、今後の配当実施の可能性、実施時期については未定であります。

#### ⑤ 資金使途について

株式上場時の公募増資による調達資金の使途につきましては、認知度向上及び顧客基盤拡大に係る広告宣伝費、事業の拡大に伴う人材確保に係る採用教育費及びオフィス移転費用、創業時の借入金の返済、事業補強のための外注・業務委託費に充当する予定です。

しかしながら、インターネット関連市場は変化が激しく、その変化に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途に充当する可能性もあります。なお、上記計画以外の使途に充当することとなった場合、直ちに開示いたします。また、調達した資金を計画どおりに使用したとしても、当初想定していた効果を上げられない可能性があります。また、将来にわたっては、資金調達の使途の前提となっている事業計画・方向性が見直される可能性があります。

#### ⑥ 大株主について

当社の代表取締役社長である加藤厚史は、当社の大株主であり、自身の資産管理会社である株式会社スターフロンツの所有株式数を含めると本書提出日現在で発行済株式総数の65.5%を所有しております。本株式の募集後も、引続き大株主となる見込みであります。

同人は、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、同人は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、大株主である同人の株式の多くが減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、当社の事業はエンゲージメント経営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### ① 財政状態の状況

第4期事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

###### a. 資産

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べ101,211千円増加し、354,557千円となりました。これは主に、有形固定資産が3,968千円減少したものの、現金及び預金が91,420千円、前払金が8,052千円、前払費用が4,827千円増加したことによるものであります。

###### b. 負債

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べ138,066千円増加し、282,875千円となりました。これは主に、前受金が104,141千円、未払消費税等が18,404千円、未払費用が6,329千円、未払金が5,155千円増加したことによるものであります。

###### c. 純資産

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ36,855千円減少し、71,682千円となりました。これは当期純損失36,855千円の計上による利益剰余金の減少によるものであります。

第5期第3四半期累計期間（自 2020年1月1日 至 2020年9月30日）

###### a. 資産

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ257,761千円増加し、612,319千円となりました。これは主に、流動資産のその他（主に前払金）が5,175千円、有形固定資産が3,984千円減少したものの、現金及び預金が266,867千円、売掛金が3,119千円増加したことによるものであります。

###### b. 負債

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ251,286千円増加し、534,161千円となりました。これは主に、長期借入金が123,088千円、流動負債のその他（主に1年以内返済長期借入金）が59,860千円、前受金が38,516千円、短期借入金が30,000千円増加したことによるものであります。

###### c. 純資産

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ6,475千円増加し、78,157千円となりました。これは四半期純利益6,475千円の計上によるものであります。

##### ② 経営成績の状況

第4期事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当事業年度においては、米中貿易問題をはじめとしてわが国経済全体に不透明感がありながらも、当社が属するHR Tech市場においては、「人手不足」や「働き方改革」を背景に拡大を続けております。

このような環境の中、当社は「一人でも多くの人に、感動を届け、幸せを広める。」という経営理念のもと、エンゲージメント経営プラットフォーム事業「TUNAG」の拡大に努めてまいりました。拡販体制の強化、カスタマーサクセス体制の整備、プロダクトの機能拡充を進めながら、サービス展開を進めていくとともに、国際化対応や同一オフィスビルを利用するビルコミュニティへの展開など将来的な顧客層の拡大についても取り組みを開始しました。

こうした活動により、「TUNAG」の契約企業数が増加しましたが、将来を見据えた人材採用やマーケティング等の先行投資を積極的に実施したため、当事業年度の経営成績は、売上高396,451千円（前年同期比250.8%増）、営業損失36,426千円（前事業年度は営業損失143,736千円）、経常損失36,664千円（前事業年度は経常損失143,508千円）、当期純損失36,855千円（前事業年度は当期純損失144,662千円）となりました。

これは、「TUNAG」の契約企業数が前事業年度末123社から当事業年度末に249社と倍増した上で、契約企業の平均月額収益についても前事業年度末111,033円から当事業年度末に151,867円と大幅に増加したことによります。加えて、売上高ストック比率については、前事業年度第4四半期会計期間においては89.3%、当事業年度第4四半期会計期間においては87.1%と継続して高水準を維持しております。



第5期第3四半期累計期間（自 2020年1月1日 至 2020年9月30日）

当第3四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大が引き続き景気に影響を及ぼしており、先行き不透明な状況が続いておりますが、足元では経済活動再開の動きも見られております。当社がエンゲージメント経営プラットフォーム事業を展開するHR Techサービス領域については、従来からの「働き方改革」の推進に加えて、ニューノーマル（新常态）におけるテレワーク・在宅勤務への関心の高まりや、政府による電子化促進などを背景に、引き続き高い注目を集めております。

このような環境において、当社はエンゲージメント経営プラットフォーム事業として「TUNAG」の拡販を進めてまいりました。コロナ禍による企業活動の停滞や新規投資マインドの減退の影響が残るものの、Webマーケティングの強化やWeb商談の活用により、潜在的な需要へのアプローチを続けてきた結果、当第3四半期累計期間の経営成績は、売上高444,034千円、営業利益11,416千円、経常利益8,610千円、四半期純利益6,475千円となりました。

これは、当第3四半期末において、「TUNAG」の契約企業数が310社（前事業年度末249社）、契約企業の平均月額収益が157,383円（前事業年度末151,867円）、当第3四半期会計期間における売上高ストック比率が90.5%（前事業年度第4四半期会計期間87.1%）と前年度から継続して、順調に各種KPIが高水準を維持していることによります。

③ キャッシュ・フローの状況

第4期事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ91,420千円増加し、292,862千円（前年同期比45.4%増）となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は95,062千円（前年同期は60,327千円の使用）となりました。これは主に、前受金の増加額104,141千円、未払消費税等の増加額18,404千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は3,641千円（前年同期は23,619千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出3,267千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動に使用した資金はありません。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

販売実績は、次のとおりであります。

第4期事業年度 （自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）		第5期第3四半期累計期間 （自 2020年1月1日 至 2020年9月30日）
金額（千円）	前年同期比（%）	金額（千円）
396,451	350.8	444,034

（注）1. 当社はエンゲージメント経営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

2. 最近2事業年度及び第5期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

なお、以下の重要な会計方針が財務諸表における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。また、新型コロナウイルス感染症に伴う会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 (1) 財務諸表注記事項」の「追加情報 新型コロナウイルス感染拡大の影響」に記載のとおりであります。

(繰延税金資産)

当社は繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(固定資産の減損処理)

当社は固定資産について、減損の兆候があり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上する方針です。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

② 経営成績の分析

第4期事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

a. 売上高

当事業年度における売上高は396,451千円(前事業年度比250.8%増)となりました。これは主に創業事業であるエンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」の新顧客開拓活動を拡大したことによるものであります。

b. 売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価73,102千円(前事業年度比86.7%増)となりました。これは主にプロダクト部門の人員の増加によるものであります。この結果、売上総利益は323,349千円(前事業年度比337.7%増)となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業損益

当事業年度における販売費及び一般管理費は359,775千円(前事業年度比65.3%増)となりました。この結果、営業損失は36,426千円(前事業年度は営業損失143,736千円)となりました。これは主にセールス及びカスタマーサクセス部門の人員の増加及び広告宣伝活動の強化によるものであります。なお、当事業年度末の従業員数は47名であります。

d. 経常損益

当事業年度において営業外収益が122千円(前事業年度は営業外収益587千円)、営業外費用が360千円(前事業年度は営業外費用359千円)発生しております。これは主に支払利息によるものであります。この結果、経常損失は36,664千円(前事業年度は経常損失143,508千円)となりました。

e. 当期純損益

当事業年度において特別損益については、該当事項はありません。法人税等190千円を計上した結果、当期純損失は36,855千円(前事業年度は当期純損失144,662千円)となりました。

第5期第3四半期累計期間（自 2020年1月1日 至 2020年9月30日）

a. 売上高

当第3四半期累計期間における売上高は444,034千円となりました。これは主に社員の採用や、拠点開設等の販売体制の整備により、エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」の新顧客開拓活動に努めたことによるものであります。なお、当第3四半期累計期間末の「TUNAG」の契約企業数は310社であり、前事業年度末比で61社増加しております。

b. 売上原価、売上総利益

当第3四半期累計期間における売上原価は83,720千円となりました。これは主に、労務費及び経費の増加によるものであります。この結果、売上総利益は360,314千円となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業損益

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費は348,897千円となりました。これは主に、人員拡大に伴い採用費や給与の支払いが増加したことによるものであります。この結果、営業利益は11,416千円となりました。なお、当第3四半期累計期間末の従業員数は58名であり、前事業年度末比で11名増加しております。

d. 経常損益

当第3四半期累計期間において営業外収益が158千円、営業外費用が2,964千円発生しております。この結果、経常利益は8,610千円となりました。

e. 四半期純損益

当第3四半期累計期間において特別損益については、該当事項はありません。法人税等2,134千円を計上した結果、四半期純利益は6,475千円となりました。

③ 財政状態の分析

第4期事業年度及び第5期第3四半期累計期間における財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」をご参照ください。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、人件費、広告宣伝費、地代家賃等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は拠点開設に伴う敷金の差入等によるものであります。また、当社は今後の事業規模拡大を見据え運転資金等の資金需要の増加に備えるため、2020年4月13日開催の取締役会の決議に基づき、総額180,000千円の資金借入及び総額160,000千円の当座貸越に関する契約を締結し、流動性を確保しております。その結果、当第3四半期会計期間末の現金及び預金は559,730千円となり、流動性を確保しております。

⑥ 経営戦略の現状と見通し

経営戦略の現状と見通しについては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

⑦ 経営者の問題意識と今後の方針

当社は、「一人でも多くの人に、感動を届け、幸せを広める。」という経営理念のもと、エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」の事業を展開しております。人口構成の変化やテクノロジーの進化により、企業を取り巻く労働環境が大きく変化している中、人と組織の力が企業活動に与える影響が増加していることを背景に、当社サービスによって、契約企業の「働き方改革」推進と競争力強化に貢献していきたいと考えております。

当社がこのビジョンの下、長期的な競争力を維持し持続的な成長を図るためには、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対して、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、最善の経営方針を立案していくことが必要であると認識しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第4期事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当事業年度における設備投資は総額4,168千円になります。そのうち主なものはパソコン16台の購入2,932千円、福岡支社の設立に伴う内装工事380千円になります。当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社の事業はエンゲージメント経営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第5期第3四半期累計期間（自 2020年1月1日 至 2020年9月30日）

当第3四半期累計期間における設備投資は総額2,027千円になります。これはパソコン8台の購入によるものです。当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社の事業はエンゲージメント経営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は以下のとおりです。

2019年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (愛知県名古屋市中村区)	事務所等	3,007	109	3,005	2,036	8,159	31
東京支社 (東京都品川区)	事務所等	93	—	46	—	139	8
大阪支社 (大阪府大阪市北区)	事務所等	1,447	—	760	—	2,208	5

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社オフィスは賃借しており、上記オフィスにおける年間支払賃借料は4,922千円であります。

東京オフィスは賃借しており、上記オフィスにおける年間支払賃借料は6,425千円であります。

大阪オフィスは賃借しており、上記オフィスにおける年間支払賃借料は4,853千円であります。

3. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員数については従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

4. 現在休止中の主要な設備はありません。

5. 当社は、エンゲージメント経営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】 (2020年9月30日現在)

##### (1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (愛知県名古屋市)	本社移転 (敷金、内装、 保証金)	100,800	—	増資資金	未定 (注2)	未定 (注2)	(注4)
東京オフィス (東京都品川区)	オフィス移転 (敷金、内装、 保証金)	38,000	—	増資資金	未定 (注3)	未定 (注3)	(注4)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 着手及び完了予定年月については、2022年12月期を想定しておりますが未確定であるため、未定であります。

3. 着手及び完了予定年月については、2021年12月期を想定しておりますが未確定であるため、未定であります。
4. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
5. 当社の事業は、エンゲージメント経営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,000,000
計	28,000,000

(注) 1. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行い、併せて2020年9月30日の臨時株主総会で定款を変更し、A種優先株式にかかる定めを廃止し、発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させております。これにより発行可能株式総数は同臨時株主総会開催日である2020年9月30日付で普通株式28,000,000株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,425,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	7,425,000	—	—

(注) 1. 当社は、2020年8月11日開催の取締役会決議により、A種優先株式を2020年8月11日付で取得し、引換えにA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、会社法第178条に基づき2020年8月11日開催の取締役会決議により、当該A種優先株式の全てを消却しております。

2. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

3. 2020年9月30日開催の臨時株主総会の決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2017年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 4(注)1
新株予約権の数(個) ※	8 [6]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 8 [6,000] (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	200,000 [200] (注)2、6
新株予約権の行使期間 ※	2019年6月1日から2027年5月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 200,000 [200] 資本組入額 100,000 [100] (注)6
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3、4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員3名となっております。

2. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額=調整前行使価額×1/分割・併合・無償割当の比率

① 上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

② 行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

② 前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

① 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

② 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

③ 「4. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

4. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。

b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。

c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。

d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。

e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。



- g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
5. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場につつき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
  - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
（注）2に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
  - e. 交付される新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - f. 交付する新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
  - g. 交付する新株予約権の取得  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - h. 譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
  - i. 当該新株予約権の割当に関する事項  
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
6. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2018年3月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2、当社従業員 9（注）1
新株予約権の数（個） ※	170 [168]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 170 [168,000]（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	200,000 [200]（注）2、6
新株予約権の行使期間 ※	2020年3月27日から2028年3月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 200,000 [200] 資本組入額 100,000 [100]（注）6
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3、4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 付与対象者の取締役への就任及び退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は取締役3名及び従業員7名となっております。

2. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割・併合・無償割当の比率

① 上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

② 行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえで、行使価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

② 前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

① 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

② 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

③ 「4. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

4. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。

b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。

c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。

d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。

e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

5. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
  - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
（注）2に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
  - e. 交付される新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - f. 交付する新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
  - g. 交付する新株予約権の取得  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - h. 譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
  - i. 当該新株予約権の割当に関する事項  
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
6. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	2018年8月6日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1、当社従業員4（注）1
新株予約権の数（個） ※	45
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 45 [45,000]（注）2、6.
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	200,000 [200]（注）2、6
新株予約権の行使期間 ※	2020年8月6日から2028年8月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 200,000 [200] 資本組入額 100,000 [100]（注）6
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3、4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 付与対象者の取締役への就任により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名及び従業員3名となっております。

2. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割・併合・無償割当の比率

① 上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

② 行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

② 前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

① 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

② 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

③ 「4. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

4. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。

b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。

c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。

d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。

e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

5. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
  - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
（注）2に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
  - e. 交付される新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - f. 交付する新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
  - g. 交付する新株予約権の取得  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - h. 譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
  - i. 当該新株予約権の割当に関する事項  
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
6. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2018年12月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1、当社従業員 7（注） 1
新株予約権の数（個） ※	55
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 55 [55,000]（注） 2、 6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	200,000 [200]（注） 2、 6
新株予約権の行使期間 ※	2020年8月6日から2028年8月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 200,000 [200] 資本組入額 100,000 [100]（注） 6
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3、 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 付与対象者の取締役への就任により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役 2 名及び従業員 6 名となっております。

2. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割・併合・無償割当の比率

① 上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

② 行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

② 前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

① 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

② 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

③ 「4. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

4. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。

b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。

c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。

d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。

e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

5. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
  - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
（注）2に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
  - e. 交付される新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - f. 交付する新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
  - g. 交付する新株予約権の取得  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - h. 譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
  - i. 当該新株予約権の割当に関する事項  
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
6. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

決議年月日	2019年4月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1、当社従業員31（注）1
新株予約権の数（個） ※	50 [46]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 50 [46,000]（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	200,000 [200]（注）2、6
新株予約権の行使期間 ※	2021年3月25日から2029年3月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 200,000 [200] 資本組入額 100,000 [100]（注）6
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3、4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 付与対象者の取締役への就任及び退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は取締役2名及び従業員26名となっております。

2. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割・併合・無償割当の比率

① 上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

② 行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえで、行使価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

② 前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

① 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

② 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

③ 「4. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

4. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。

b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。

c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。

d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。

e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。



5. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
  - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
（注）2に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
  - e. 交付される新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - f. 交付する新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
  - g. 交付する新株予約権の取得  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - h. 譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
  - i. 当該新株予約権の割当に関する事項  
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
6. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

決議年月日	2019年8月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1、当社従業員14（注）1
新株予約権の数（個） ※	50 [48]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 50 [48,000]（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	200,000 [200]（注）2、6
新株予約権の行使期間 ※	2021年3月25日から2029年3月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 200,000 [200] 資本組入額 100,000 [100]（注）6
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3、4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 付与対象者の取締役への就任及び退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は取締役2名及び従業員11名となっております。

2. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割・併合・無償割当の比率

① 上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

② 行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえで、行使価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

② 前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

① 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

② 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

③ 「4. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

4. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。

b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。

c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。

d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。

e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

5. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
  - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
（注）2に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
  - e. 交付される新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。 f. 交付する新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
  - g. 交付する新株予約権の取得  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - h. 譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
  - i. 当該新株予約権の割当に関する事項  
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
6. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

決議年月日	2020年7月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員33
新株予約権の数（個） ※	49
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 49,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	200（注）1、5
新株予約権の行使期間 ※	2022年7月14日から2030年7月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 200 資本組入額 100（注）5
新株予約権の行使の条件 ※	（注）2、3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

※ 提出日の前月末現在（2020年10月31日）における内容を記載しております。

（注）1. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割・併合・無償割当の比率

- ① 上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。
  - ① 合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② 前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

2. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

- ① 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- ② 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- ③ 「3. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

3. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
- c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

4. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約

権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(注) 1 に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

e. 交付される新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

f. 交付する新株予約権の行使の条件

(注) 2 に準じて決定する。

g. 交付する新株予約権の取得

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

h. 譲渡制限

新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない

i. 当該新株予約権の割当に関する事項

本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。

5. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2016年1月29日 (注) 1	普通株式 2,000	普通株式 2,000	20,000	20,000	—	—
2016年9月2日 (注) 2	普通株式 4,000	普通株式 6,000	40,000	60,000	—	—
2017年2月24日 (注) 3	A種優先株式 1,200	普通株式 6,000 A種優先株式 1,200	120,000	180,000	120,000	120,000
2017年3月17日 (注) 4	普通株式 225	普通株式 6,225 A種優先株式 1,200	22,500	202,500	22,500	142,500
2020年8月11日 (注) 5	普通株式 1,200 A種優先株式 △1,200	普通株式 7,425	—	202,500	—	142,500
2020年9月30日 (注) 6	普通株式 7,417,575	普通株式 7,425,000	—	202,500	—	142,500

(注) 1. 会社設立

2. 有償第三者割当増資 普通株式 4,000株

割当先 加藤 厚史

発行価格 10,000円

資本組入額 10,000円

3. 有償第三者割当増資 A種優先株式 1,200株

割当先 ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合

ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合

発行価格 200,000円

資本組入額 100,000円

4. 有償第三者割当増資 普通株式 225株

割当先 中京テレビ放送株式会社

株式会社DGインキュベーション

火浦 俊彦

馬上 英実

発行価格 200,000円

資本組入額 100,000円

5. 2020年8月11日開催の取締役会決議により、A種優先株式を2020年8月11日付で取得し、引換えにA種優先株式1株につき普通株式1株、を交付しております。また、会社法第178条に基づき2020年8月11日開催の取締役会決議により、当該A種優先株式の全てを消却しております。

6. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行ったものであります。

## (4) 【所有者別状況】

2020年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	7	—	—	12	19	—
所有株式数（単元）	—	—	—	25,750	—	—	48,500	74,250	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	34.68	—	—	65.32	100	—

## (5) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,425,000	74,250	(注) 1
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,425,000	—	—
総株主の議決権	—	74,250	—

(注) 1. 普通株式の内容については「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載しています。

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当するA種優先株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2020年8月11日) での決議状況 (取得日 2020年8月11日)	A種優先株式 1,200	—
最近期間における取得自己株式数	A種優先株式 1,200	—

(注) 2020年8月11日開催の当社取締役会決議に基づき、A種優先株式1,200株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を1,200株交付しております。また、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式の全てを消却しております。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 1,200	—
保有自己株式	—	—	—	—

(注) 2020年8月11日開催の当社取締役会決議に基づき、A種優先株式1,200株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を1,200株交付しております。また、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式の全てを消却しております。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の1つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存ではありますが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金につきましては、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことが出来る旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。



#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

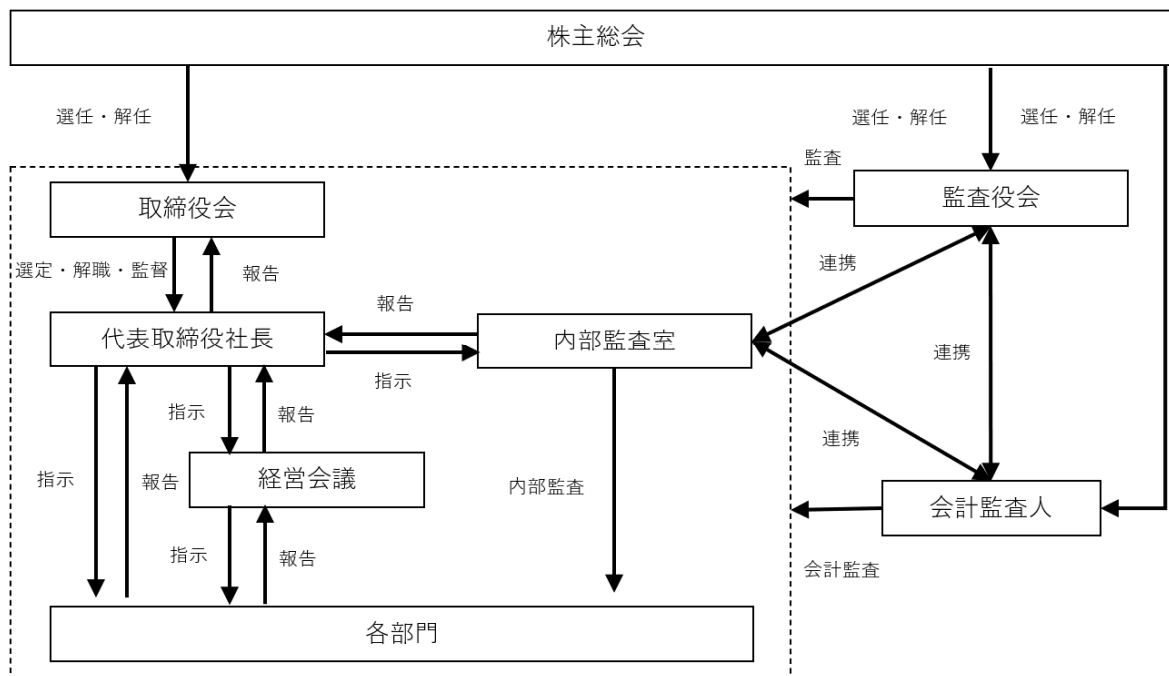
###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と社会への貢献を目指していく中で、迅速かつ透明性ある意思決定を行っていくことが重要であると認識しております。その認識のもと、企業規模の拡大に合わせた意思決定体制の構築、及び経営陣・全社員へのコンプライアンスの徹底を行い、株主、取引先、従業員等のすべてのステークホルダーに対する利益の最大化を図ります。

###### ② 企業統治の体制

###### a. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。

###### イ. 取締役及び取締役会

取締役会は取締役6名により構成し、原則毎月1回、経営に関する重要事項の決定、業務執行の監督及び法定事項の決議等をおこなっております。また、適切かつ迅速な意思決定を行っていくために、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

###### ロ. 監査役及び監査役会

監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名（3名全員が社外監査役）により構成し、原則毎月1回、監査計画の策定や監査実施状況の確認等をおこなっております。さらに監査役は取締役会や経営会議等、社内の重要会議への出席のほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、取締役の職務の執行を含む日常的な活動の監査を行っております。

###### ハ. 経営会議

経営会議は取締役、常勤監査役、執行役員等により構成し、原則毎週1回、重要な経営事項について情報共有や意見交換を行い、取締役会を補佐しております。

###### ニ. 内部監査

代表取締役社長の直轄組織として、内部監査室を設置し、業務監査を実施しております。また、内部監査室と監査役、監査法人は適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

ホ. リスク管理委員会・コンプライアンス委員会

当社の経営に悪影響を及ぼすおそれのあるリスクの低減及びコンプライアンス活動に必要な情報の共有を図るため、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、取締役、執行役員、監査役から構成されており、それぞれ四半期に1回開催しております。

b. 企業統治の体制及び採用理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置し、監査法人と連携するとともに、日常的に業務を監査する役割として、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能となると判断し、この体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項等

a. 内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制
  - 1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスク管理規程」や「コンプライアンス規程」等を定める。
  - 2) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 1) 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
  - 2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」や「コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
  - 2) 当社は、経営会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
  - 3) 当社の内部監査部門は当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 当社は、取締役会を原則月1回定期的開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
  - 2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
  - 3) 当社は、経営会議を原則週1回定期的開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
  - 2) 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
  - 3) 当社の内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規程の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
  - 4) 当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - 1) 必要に応じて、監査役職務を補助すべき監査役スタッフとして、当社の内部監査室所属の使用人がこれを兼務する。
  - 2) 監査役スタッフの任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
7. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - 1) 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
  - 2) 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 1) 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
  - 2) 当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
  - 3) 当社の監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。
9. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項
  - 1) 当社は、当社の監査役職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
  - 1) 当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定める。
  - 2) 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
- b. 取締役の定数  
当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。
- c. 取締役選任の決議要件  
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨を定款に定めております。
- d. 責任限定契約  
当社と社外監査役及び社外取締役は、会社法並びに当社の定款の定めに基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役及び監査役の最低責任限度額としております。
- e. リスク管理体制の整備状況  
当社は、企業活動を行うに当たり発生しうるリスクを回避・防止するため、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定めており、それに基づき全社的なリスク管理体制の強化を図っております。

f. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項及びその理由

1. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む）の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

2. 自己株式の取得

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、企業環境の変化に応じた機動的な経営を可能とすることを目的とするものであります。

3. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決定により定めることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

4. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

g. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性 9名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 ー%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	加藤 厚史	1981年4月19日生	2006年4月 中京テレビ放送株式会社入社 2008年1月 株式会社エイチーム入社 2010年10月 同社取締役 2016年1月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 3	4,865,000 (注) 5
常務取締役 VPoE プロダクト部長	小林 一樹	1976年10月11日生	2001年4月 ヤフー株式会社入社 2006年2月 グリー株式会社入社 2008年1月 同社執行役員開発発本部長 2016年8月 当社取締役CTO 2018年1月 当社プロダクト部長(現任) 2020年3月 当社常務取締役VPoE(現任)	(注) 3	250,000 (注) 6
取締役 TUNAG事業部長	満沢 将孝	1986年4月9日生	2009年4月 株式会社ビルディング企画入社 2016年12月 同社取締役 2018年3月 当社入社 2018年9月 当社執行役員セールスマーケティング部長 2019年9月 当社取締役TUNAG事業部長(現任)	(注) 3	30,000
取締役 コーポレート本部長	大西 泰平	1984年12月8日生	2008年4月 株式会社大広入社 2012年9月 株式会社ユニクロ入社 2014年7月 Sekai Lab Pte.Ltd.入社 2016年8月 当社取締役(現任) 2020年3月 当社コーポレート本部長(現任)	(注) 3	405,000
取締役 FANTS事業部長	森山 裕平	1985年6月23日生	2007年4月 株式会社ラビアンローゼ入社 2010年7月 株式会社ハートボックス入社 2011年7月 株式会社エイチーム入社 2018年1月 当社入社 2018年10月 当社執行役員カスタマーサクセス部長 2020年3月 当社取締役(現任) 2020年5月 当社FANTS事業部長(現任)	(注) 3	22,000
取締役 (注) 2	藤田 豪	1974年12月26日生	1997年4月 日本合同ファイナンス株式会社(現:ジャフコグループ株式会社)入社 2007年10月 同社中部支社投資部長 2007年11月 同社中部支社投資運用部長 2013年4月 同社中部支社長 2018年10月 株式会社MTG Ventures 代表取締役(現任) 2018年11月 株式会社オブティマインド 社外監査役(現任) 2019年5月 株式会社オルツ 社外取締役(現任) 2019年6月 株式会社 Psychic VR Lab 社外取締役(現任) 2019年11月 株式会社 キッチハイク 社外取締役(現任) 2019年12月 H2L株式会社 社外取締役(現任) 2020年3月 当社取締役(現任) 2020年6月 セレンディップ・ホールディングス株式会社 社外取締役(現任)	(注) 3	ー

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役 (注) 1	松井 常芳	1951年4月3日生	1974年4月 東邦ガス株式会社入社 2005年10月 東邦ガスリビング株式会社 代表取締役社長 2006年6月 東邦ガス株式会社執行役員 2008年6月 東邦ガス株式会社常務執行役員 2010年6月 東邦ガス株式会社専務執行役員 2015年5月 東邦ガスリビング株式会社 代表取締役会長 2015年6月 株式会社木曾路取締役 (現任) 2016年7月 株式会社MA企画 代表取締役社長 (現任) 2018年8月 当社常勤監査役 (現任)	(注) 4	3,000
監査役 (注) 1	杉村 和哉	1985年3月23日生	2007年4月 有限責任 あずさ監査法人入所 2014年7月 杉村公認会計士事務所開所 (現任) 2015年12月 シタテル株式会社入社 2016年8月 当社監査役 (現任) 2017年12月 株式会社パラダイムシフト監査役 (現任) 2019年8月 株式会社Authlete監査役 (現任)	(注) 4	-
監査役 (注) 1	村瀬 敬太	1988年6月10日生	2016年11月 最高裁判所司法研修所 入所 2017年12月 愛知県弁護士会に弁護士登録 2017年12月 城南法律事務所 入所 2019年3月 当社監査役 (現任)	(注) 4	-
計					5,575,000

- (注) 1. 監査役松井常芳、杉村和哉、村瀬敬太は、社外監査役であります。
2. 取締役藤田豪は、社外取締役であります。
3. 2020年9月30日開催の臨時株主総会終結のときから、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結のときまでであります。
4. 2020年9月30日開催の臨時株主総会終結のときから、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結のときまでであります。
5. 代表取締役社長加藤厚史の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社スターフロンツが保有する株式数も含んでおります。
6. 常務取締役小林一樹の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社ライフワークが保有する株式数も含んでおります。
7. 当社では、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
経理法務部長	喜多 亮介
C T O	松谷 勇史朗

## ② 社外役員の状況

当社は、取締役6名のうち社外取締役1名、監査役3名のうち社外監査役3名の体制であります。社外取締役は、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで取締役会としての監督機能の向上に貢献しており、また、社外監査役の取締役会への出席は経営の客観性、透明性の確保に貢献しております。社外役員の選任に際し、独立性について当社としての具体的な基準は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案した上で選任することとしております。社外監査役の松井常芳は当社株式3,000株を保有しておりますが、その他にいずれの社外役員も当社と人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しており、当該役員を独立役員に指定する予定であります。

独立役員として届け出る予定の4名について、社外取締役である藤田豪については、ジャフコ グループ株式会社における長年の企業育成経験に加えベンチャーキャピタル会社の経営に携わっており、その豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の経営に対する助言や業務執行に対する監督を行っていただけることを期待し、選任しております。なお、当社の株主であるジャフコ グループ株式会社出身であります。同氏はすでに同社を退職してから数年が経過しており、実質的に独立性を有していると判断しております。

社外監査役の松井常芳は、企業の取締役の経験を通じ、経営管理に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し、選任しております。

社外監査役の杉村和哉は、公認会計士としての監査経験を通じ、企業財務や内部統制等に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し、選任しております。

社外監査役の村瀬敬太は、弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し、選任しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係については、取締役会、監査役会において適宜報告及び意見交換がなされております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

常勤監査役1名、非常勤監査役2名（3名全て社外監査役）により監査役相互で連携することで効果的な監査を実施しております。また、取締役会に出席して、意見を述べ、経営の適法性・妥当性について確認する他、年間の監査計画に基づいた監査を実施しております。なお、社外監査役の杉村和哉は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 内部監査の状況

内部監査室を設置し、専任の担当者1名により内部監査を実施しております。年間の監査計画に従い、書類の閲覧やインタビュー等を通じて法令の遵守状況及び業務活動の効率性等について内部監査を実施しております。監査結果については代表取締役、監査役及び被監査部門に速やかに報告しております。また、内部監査担当者は監査役会及び監査法人と定期的に情報交換を実施しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社に特別な利害関係はありません。なお、継続監査年数については7年以下であるため、記載を省略しております。

b. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 奥谷 浩之

業務執行社員 大橋 敦司

c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名

その他 12名

d. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定及び評価に関して、監査法人の規模や実績、審査体制及び具体的な監査実施要領や費用について、総合的に判断して選定を行っております。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、事前の監査計画、監査実施体制等の妥当性を基準として、評価を実施しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
6,000	※1 3,000	13,456	—

※1 当社における非監査業務の内容は、株式公開を前提とした財務調査業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a. を除く）  
該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容  
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。



(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、各役員の報酬額は、独立社外取締役が出席する取締役会から授権された代表取締役が、会社の業績及び経済情勢、各人の地位、経歴、実績などを総合的に勘案して決定しております。なお、決定にあたっては、代表取締役が策定した報酬案を社外取締役及び社外監査役に提示し、社外取締役において会社の業績及び経済情勢等を勘案して妥当性を検証しており、監査役会は決定プロセスを確認しております。なお、取締役の報酬限度額は、2020年3月24日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されており、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程については、2019年3月19日開催の取締役会において、報酬額の決定方法を代表取締役社長に一任する旨を決議しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された総報酬額の範囲内において、常勤、非常勤、業務分担の状況を考慮して、監査役会にて協議して決定しております。なお、監査役の報酬限度額は、2019年3月19日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	27,320	27,320	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	6,900	6,900	—	—	3

③ 役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は保有株式が存在しないため、記載すべき事項はありません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有していないため、該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式を保有していないため、該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)及び当事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(2020年1月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他会計専門家からの情報共有、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加などを通じて積極的な情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	201,441	292,862
売掛金	6,412	7,641
商品	172	—
前払金	5,454	13,507
前払費用	1,867	6,694
その他	278	0
流動資産合計	215,627	320,706
固定資産		
有形固定資産		
建物	15,239	15,744
減価償却累計額	△5,627	△10,958
建物（純額）	9,611	4,785
構築物	441	441
減価償却累計額	△184	△331
構築物（純額）	257	109
工具、器具及び備品	6,230	9,378
減価償却累計額	△2,745	△5,403
工具、器具及び備品（純額）	3,485	3,975
建設仮勘定	—	514
有形固定資産合計	13,354	9,385
無形固定資産		
ソフトウェア	3,014	2,036
無形固定資産合計	3,014	2,036
投資その他の資産		
差入保証金	21,349	21,723
繰延税金資産	—	704
投資その他の資産合計	21,349	22,428
固定資産合計	37,718	33,850
資産合計	253,346	354,557

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	306	55
未払金	6,627	11,783
未払費用	22,999	29,329
未払法人税等	1,625	3,739
未払消費税等	639	19,043
前受金	64,125	168,266
預り金	3,853	6,361
流動負債合計	100,177	238,579
固定負債		
長期借入金	40,000	40,000
繰延税金負債	329	—
資産除去債務	4,301	4,295
固定負債合計	44,631	44,295
負債合計	144,808	282,875
純資産の部		
株主資本		
資本金	202,500	202,500
資本剰余金		
資本準備金	142,500	142,500
資本剰余金合計	142,500	142,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△236,462	△273,317
利益剰余金合計	△236,462	△273,317
株主資本合計	108,537	71,682
純資産合計	108,537	71,682
負債純資産合計	253,346	354,557

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(2020年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	559,730
売掛金	10,760
その他	15,026
流動資産合計	585,518
固定資産	
有形固定資産	5,400
無形固定資産	1,303
投資その他の資産	20,096
固定資産合計	26,800
資産合計	612,319
負債の部	
流動負債	
短期借入金	30,000
未払法人税等	3,564
前受金	206,783
その他	126,433
流動負債合計	366,781
固定負債	
長期借入金	163,088
資産除去債務	4,291
固定負債合計	167,379
負債合計	534,161
純資産の部	
株主資本	
資本金	202,500
資本剰余金	142,500
利益剰余金	△266,842
株主資本合計	78,157
純資産合計	78,157
負債純資産合計	612,319

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	113,019	396,451
売上原価	39,151	73,102
売上総利益	73,868	323,349
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	75,189	138,062
役員報酬	25,500	34,220
広告宣伝費	4,230	49,768
減価償却費	6,215	7,068
その他	106,469	130,656
販売費及び一般管理費合計	217,605	359,775
営業損失(△)	△143,736	△36,426
営業外収益		
受取利息	2	2
助成金収入	500	85
受取手数料	80	27
その他	5	8
営業外収益合計	587	122
営業外費用		
支払利息	359	359
その他	—	1
営業外費用合計	359	360
経常損失(△)	△143,508	△36,664
税引前当期純損失(△)	△143,508	△36,664
法人税、住民税及び事業税	823	1,225
法人税等調整額	329	△1,034
法人税等合計	1,153	190
当期純損失(△)	△144,662	△36,855

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 当期仕入高	※	4,726	12.1	3,360	4.6
II 労務費		26,607	68.0	46,531	63.8
III 経費		7,763	19.9	23,037	31.6
小計		39,097	100.0	72,929	100.0
期首商品たな卸高		226		172	
合計		39,324		73,102	
期末商品たな卸高		172		—	
当期売上原価		39,151		73,102	

(注) ※主な内訳は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
インターネット関連費用	2,966	14,866
外注費	500	3,485

## 【四半期損益計算書】

## 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
売上高	444,034
売上原価	83,720
売上総利益	360,314
販売費及び一般管理費	348,897
営業利益	11,416
営業外収益	
受取利息	3
助成金収入	124
受取手数料	31
営業外収益合計	158
営業外費用	
支払利息	684
上場関連費用	2,280
営業外費用合計	2,964
経常利益	8,610
税引前四半期純利益	8,610
法人税等	2,134
四半期純利益	6,475



③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	202,500	142,500	142,500	△91,800	△91,800	253,199	253,199
当期変動額							
当期純損失（△）				△144,662	△144,662	△144,662	△144,662
当期変動額合計	—	—	—	△144,662	△144,662	△144,662	△144,662
当期末残高	202,500	142,500	142,500	△236,462	△236,462	108,537	108,537

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	202,500	142,500	142,500	△236,462	△236,462	108,537	108,537
当期変動額							
当期純損失（△）				△36,855	△36,855	△36,855	△36,855
当期変動額合計	—	—	—	△36,855	△36,855	△36,855	△36,855
当期末残高	202,500	142,500	142,500	△273,317	△273,317	71,682	71,682

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△143,508	△36,664
減価償却費	7,923	9,114
受取利息	△2	△2
支払利息	359	359
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,686	△1,229
たな卸資産の増減額 (△は増加)	54	172
未収入金の増減額 (△は増加)	2,716	278
前払費用の増減額 (△は増加)	△325	△4,827
仕入債務の増減額 (△は減少)	163	△251
未払金の増減額 (△は減少)	△6,335	4,254
未払費用の増減額 (△は減少)	20,071	6,329
未払消費税等の増減額 (△は減少)	639	18,404
前受金の増減額 (△は減少)	63,075	104,141
その他の増減額 (△は増加)	426	△3,838
小計	△59,429	96,243
利息の受取額	2	2
支払利息の支払額	△359	△359
法人税等の支払額	△541	△823
営業活動によるキャッシュ・フロー	△60,327	95,062
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△5,453	△3,267
差入保証金の差入による支出	△18,424	△374
差入保証金の回収による収入	258	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,619	△3,641
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△83,947	91,420
現金及び現金同等物の期首残高	285,389	201,441
現金及び現金同等物の期末残高	※ 201,441	※ 292,862

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物は定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～3年

構築物 3年

工具、器具及び備品 2～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しています。なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物は定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 1～3年

構築物 3年

工具、器具及び備品 2～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しています。なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

3. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)

- ・ 「収益認識に関する会計基準」  
(企業会計基準第29号2018年 3月30日企業会計基準委員会)
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」  
(企業会計基準適用指針第30号2018年 3月30日企業会計基準委員会)

### 1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年 5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年 1月 1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の 1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

### 2. 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

### 3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

当事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)

収益認識に関する会計基準等

- ・ 「収益認識に関する会計基準」  
(企業会計基準第29号 2018年 3月30日 企業会計基準委員会)
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」  
(企業会計基準適用指針第30号 2018年 3月30日 企業会計基準委員会)

### 1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年 5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年 1月 1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の 1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日  
2022年12月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響  
「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中  
であります。

#### 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」  
(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」  
(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」  
(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」  
(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

#### 1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日  
2022年12月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響  
「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中  
であります。

(表示方法の変更)

前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、2019年1月1日に開始する事業年度 (以下「翌事業年度」という。)における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を翌事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」245千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」575千円と相殺して、「固定負債」の「繰延税金負債」329千円として表示しており、変更前と比べて総資産が245千円減少しております。

当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」245千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」575千円と相殺して、「固定負債」の「繰延税金負債」329千円として表示しており、変更前と比べて総資産が245千円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(新型コロナウイルス感染拡大の影響)

新型コロナウイルス感染拡大の影響は、一定期間続くものとして、会計上の見積り及び仮定の設定を検討しておりますが、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大による影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化によっては、翌事業年度以降の財務諸表において重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）  
該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）  
該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	6,225	—	—	6,225
A種優先株式	1,200	—	—	1,200
合計	7,425	—	—	7,425
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種優先株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	6,225	—	—	6,225
A種優先株式	1,200	—	—	1,200
合計	7,425	—	—	7,425
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種優先株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。



(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金勘定	201,441千円	292,862千円
現金及び現金同等物	201,441千円	292,862千円

(金融商品関係)

前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は資金計画に基づき必要な資金は銀行借入及び新株の発行により調達しております。また、資金運用に関しては、短期的な預金等安全性の高い金融資産で運用することを基本としており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金とその他金融債権である差入保証金については、預入先の信用リスクに晒されております。営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。買掛金、未払金、未払法人税等はそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。長期借入金は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

当社は、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

(b) 流動性リスク

当社は、適時に資金繰り計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しています。

(c) 市場リスク

当社は、変動金利による借入金について、定期的に金利の動向を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

単位（千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	201,441	201,441	—
売掛金	6,412	6,412	—
差入保証金	10,421	10,446	25
資産計	218,274	218,299	25
買掛金	306	306	—
未払金	6,627	6,627	—
未払法人税等	1,625	1,625	—
預り金	3,853	3,853	—
未払消費税等	639	639	—
長期借入金	40,000	40,095	95
負債計	53,052	53,147	95

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

## ① 現金及び預金、売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## ② 差入保証金

契約上の残存期間に基づき、同期間の国債の利回り等を勘案した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

## ① 買掛金、未払金、未払法人税等、預り金、未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## ② 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	当事業年度 (2018年12月31日)
差入保証金	10,928

差入保証金のうち、上記については償還予定を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	201,441	—	—	—
売掛金	6,412	—	—	—
差入保証金	—	10,421	—	—
合計	207,853	10,421	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	—	—	40,000	—	—
合計	—	—	—	40,000	—	—

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は資金計画に基づき必要な資金は銀行借入及び新株の発行により調達しております。また、資金運用に関しては、短期的な預金等安全性の高い金融資産で運用することを基本としており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金とその他金融債権である差入保証金については、預入先の信用リスクに晒されております。営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。買掛金、未払金、未払法人税等はそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。長期借入金は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

当社は、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

(b) 流動性リスク

当社は、適時に資金繰り計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しています。

(c) 市場リスク

当社は、変動金利による借入金について、定期的に金利の動向を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

単位（千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	292,862	292,862	—
売掛金	7,641	7,641	—
差入保証金	10,643	10,653	9
資産計	311,147	311,157	9
買掛金	55	55	—
未払金	11,783	11,783	—
未払法人税等	3,739	3,739	—
預り金	6,361	6,361	—
未払消費税等	19,043	19,043	—
長期借入金	40,000	40,046	46
負債計	80,983	81,030	46

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

## ① 現金及び預金、売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## ② 差入保証金

契約上の残存期間に基づき、同期間の国債の利回り等を勘案した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

## ① 買掛金、未払金、未払法人税等、預り金、未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## ② 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	当事業年度 (2019年12月31日)
差入保証金	11,080

差入保証金のうち、上記については償還予定を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	292,862	—	—	—
売掛金	7,641	—	—	—
差入保証金	10,643	—	—	—
合計	311,147	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	—	40,000	—	—	—
合計	—	—	40,000	—	—	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8名	当社取締役2名、当社従業員12名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 16,000株	普通株式 190,000株
付与日	2017年5月30日	2018年3月26日
権利確定条件	(注)1	(注)1
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2019年6月1日から 2027年5月24日まで	2020年3月27日から 2028年3月26日まで

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名	当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 45,000株	普通株式 55,000株
付与日	2018年8月6日	2018年12月17日
権利確定条件	(注)1	(注)1
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年8月6日から 2028年8月5日まで	2020年8月6日から 2028年8月5日まで

(注) 1. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容」の「新株予約権の行使条件」に記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2020年9月30日付株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)による分割後の株式に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2018年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	16,000	—
付与	—	190,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	16,000	190,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	45,000	55,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	45,000	55,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年9月30日付株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)による分割後の株式に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利行使価格（注）（円）	200	200
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利行使価格（注）（円）	200	200
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

（注）2020年9月30日付株式分割（普通株式1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、類似会社比準価額方式及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

—千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

—千円



当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8名	当社取締役2名、当社従業員12名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2	普通株式 16,000株	普通株式 190,000株
付与日	2017年5月30日	2018年3月26日
権利確定条件	（注）1	（注）1
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2019年6月1日から 2027年5月24日まで	2020年3月27日から 2028年3月26日まで

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名	当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2	普通株式 45,000株	普通株式 55,000株
付与日	2018年8月6日	2018年12月17日
権利確定条件	（注）1	（注）1
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年8月6日から 2028年8月5日まで	2020年8月6日から 2028年8月5日まで

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 32名	従業員 15名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2	普通株式 50,000株	普通株式 50,000株
付与日	2019年4月22日	2019年8月13日
権利確定条件	（注）1	（注）1
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2021年3月25日から 2029年3月24日まで	2021年3月25日から 2029年3月24日まで

（注）1. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」の「新株予約権の行使条件」に記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2020年9月30日付株式分割（普通株式1株につき1,000株の割合）による分割後の株式に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	16,000	190,000
付与	—	—
失効	8,000	20,000
権利確定	—	—
未確定残	8,000	170,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	45,000	55,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	45,000	55,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	50,000	50,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	50,000	50,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年9月30日付株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)による分割後の株式に換算して記載しております。

### ③ 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	200	200
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	200	200
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	200	200
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2020年9月30日付株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

#### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、類似会社比準価額方式及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

#### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

一千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (2018年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産	(千円)
未払事業税	245
減価償却費	344
資産除去債務	1,316
未払費用	624
繰越欠損金	70,111
繰延税金資産小計	72,642
評価性引当額	△72,075
繰延税金資産合計	566
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△896
繰延税金負債合計	△896
繰延税金負債の純額	△329

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

当事業年度（2019年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産	(千円)
未払事業税	769
減価償却費	758
資産除去債務	1,314
未払費用	283
繰越欠損金（注）2	80,220
繰延税金資産小計	83,346
繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△80,220
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,958
評価性引当額小計（注）1	△82,178
繰延税金資産合計	1,168
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△463
繰延税金負債合計	△463
繰延税金資産の純額	704

(注) 1. 評価性引当額が10,102千円増加しております。この増加の主な要因は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が10,108千円増加したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	80,220	80,220
評価性引当額	-	-	-	-	-	80,220	80,220
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィス及び大阪オフィスの不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年と見積り、割引率は $\Delta 0.13\% \sim \Delta 0.12\%$ を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
期首残高	2,298千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,007
時の経過による調整額	$\Delta 4$
期末残高	4,301

当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィス及び大阪オフィスの不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年と見積り、割引率は $\Delta 0.13\% \sim \Delta 0.12\%$ を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
期首残高	4,301千円
時の経過による調整額	$\Delta 5$
期末残高	4,295

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当社は、エンゲージメント経営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当社は、エンゲージメント経営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【関連情報】**

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産の金額がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産の金額がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）  
該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）  
該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）  
該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）  
該当事項はありません。



## (1株当たり情報)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	△17.71円
1株当たり当期純損失(△)	△19.48円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、また1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期純損失(△) (千円)	△144,662
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純損失(△) (千円)	△144,662
普通株式の期中平均株式数 (株)	7,425,000
(うち普通株式数 (株))	6,225,000
(うちA種優先株式数 (株))	1,200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の数306個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(注) A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (2018年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	108,537
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	240,000
(うち、A種優先株式払込金額 (千円))	(240,000)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	△131,462
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	7,425,000

(注) A種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。また、A種優先株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同等の権利を持つことから、1株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式と同等の株式としております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	△22.67円
1株当たり当期純損失(△)	△4.96円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、また1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純損失(△) (千円)	△36,855
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純損失(△) (千円)	△36,855
普通株式の期中平均株式数 (株)	7,425,000
(うち普通株式数 (株))	6,225,000
(うちA種優先株式数 (株))	1,200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類 (新株予約権の数378個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

- (注) A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (2019年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	71,682
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	240,000
(うち、A種優先株式払込金額 (千円))	(240,000)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	△168,317
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	7,425,000

- (注) A種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。また、A種優先株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同等の権利を持つことから、1株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. ストック・オプションとしての新株予約権の発行

当社は、2020年6月30日開催の臨時株主総会決議、普通株主による種類株主総会、2020年6月30日開催の取締役会、及び2020年7月13日開催の取締役会に基づき、当社従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、2020年7月13日に発行致しました。

(1) 付与対象者の区分及び人数

当社従業員 34名

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 50,000株

(3) 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

(4) 新株予約権の権利行使価格

1株につき200円

(5) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額

発行価格：1株につき200円

資本組入額：1株につき100円

(6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格の総額及び資本組入額の総額

発行価格の総額：10,000,000円

資本組入額の総額：5,000,000円

(7) 新株予約権の行使期間

2022年7月14日から2030年7月13日まで

(8) 新株予約権を発行する理由

当社従業員に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の収益拡大と体質強化を図るため

(9) 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行っており、記載内容は分割後の内容を記載しております

2. 多額の資金の借入

当社は、2020年4月13日開催の取締役会の決議に基づき、下記の資金借入及び当座貸越に関する契約を締結しております。これは、今後の事業規模拡大を見据え運転資金等の資金需要の増加に備えるものです。

① 金銭消費貸借契約書

- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 借入先  | 株式会社愛知銀行、株式会社百五銀行、岐阜信用金庫、及び株式会社十六銀行 |
| (2) 借入額  | 180,000千円                           |
| (3) 返済期限 | 3年～5年                               |
| (4) 償還方法 | 1ヶ月毎元金均等返済                          |
| (5) 実行日  | 2020年5月～6月                          |
| (6) 借入金利 | 市場金利に連動した変動金利及び固定金利                 |
| (7) 担保   | 無担保、無保証                             |

② 当座貸越契約

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 借入先   | 株式会社みずほ銀行、株式会社三重銀行及び株式会社商工組合中央金庫 |
| (2) 借入極度額 | 160,000千円                        |
| (3) 契約期間  | 契約締結日より1年以内                      |
| (4) 利率    | 市場金利に連動した変動金利                    |

### 3. 優先株式の取得及び消却

当社は、2020年8月11日開催の取締役会決議により、A種優先株式を2020年8月11日付で取得し、引換えにA種優先株式1株につき普通株式1株、を交付しております。また、会社法第178条に基づき2020年8月11日開催の取締役会決議により、当該A種優先株式の全てを消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

- (1) 取得及び消却した株式数  
A種優先株式 1,200株
- (2) 交換により交付した株式数  
普通株式 1,200株
- (3) 交付後の発行済株式数  
普通株式 7,425株

### 4. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2020年9月14日開催の取締役会及び2020年9月30日開催の臨時株主総会において、2020年9月30日付で株式分割及び定款の一部変更を行っております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

#### ①株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

#### ②株式分割の概要

(1)2020年9月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき1,000株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式株

株式分割前の発行済株式総数	7,425株
株式分割により増加する株式数	7,417,575株
株式分割後の発行済株式総数	7,425,000株
株式分割後の発行可能株式総数	28,000,000株

(3)分割の日程

基準日公告日	2020年9月15日
基準日	2020年9月30日
効力発生日	2020年9月30日

#### ③1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

#### ④単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株と決議をしております。

## 【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を用いて計算しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染拡大の影響は、一定期間続くものとして、会計上の見積り及び仮定の設定を検討しておりますが、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大による影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化によっては、翌事業年度以降の財務諸表において重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、当第3四半期累計期間において、当該仮定に重要な変更は行っておりません。

(四半期貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年9月30日)
当座貸越極度額の総額	—	160,000千円
借入実行残高	—	30,000千円
差引額	—	130,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2020年1月1日 至2020年9月30日)
減価償却費	6,231千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2020年1月1日 至 2020年9月30日）

当社はエンゲージメント経営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり四半期純利益	0円87銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	6,475
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	6,475
普通株式の期中平均株式数(株)	7,425,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2020年7月13日開催の取締役会決議による第7回新株予約権新株予約権の数50個(普通株式50,000株)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2020年9月30日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	期末帳簿価額
有形固定資産	建物	15,239	505	—	15,744	10,958	5,330	4,785
	構築物	441	—	—	441	331	147	109
	工具、器具及び備品	6,230	3,148	—	9,378	5,403	2,658	3,975
	建設仮勘定	—	514	—	514	—	—	514
	計	21,911	4,168	—	26,079	16,694	8,136	9,385
無形固定資産	ソフトウェア	4,888	—	—	4,888	2,851	977	2,036
	計	4,888	—	—	4,888	2,851	977	2,036

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物 福岡支社内装工事 380千円  
 工具、器具及び備品 パソコン(16台) 2,932千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	40,000	40,000	0.90	2022年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	40,000	40,000	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	—	40,000	—	—

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 流動資産

## イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	—
預金	
普通預金	292,862
小計	292,862
合計	292,862

## ロ. 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社寿々	1,265
ディップ株式会社	1,095
株式会社デジサーフ	778
株式会社コーチ・エイ	707
株式会社オールハーツ・カンパニー	440
その他	3,355
合計	7,641

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
6,412	301,638	300,408	7,641	97.5	8.5

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## ハ. 差入保証金

## 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
阪急阪神ビルマネジメント株式会社	8,320
株式会社第一ビルディング	7,496
新名古屋高架株式会社	3,147
合同会社博多不動産	2,608
楽天株式会社	152
合計	21,723



② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
リソライフサポート株式会社	55
合計	55

ロ. 未払費用

相手先	金額 (千円)
給与	16,915
中村年金事務所	3,537
有限責任あずさ 監査法人	3,348
大和証券株式会社	2,184
愛知県情報サービス産業健康保険組合	931
その他	2,412
合計	29,329

ハ. 未払消費税等

区分	金額 (千円)
未払消費税等	19,043
合計	19,043

ニ. 前受金

相手先	金額 (千円)
京都信用金庫	7,260
株式会社Francfranc	6,050
株式会社ワールド・ワン	4,235
その他	150,721
合計	168,266

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り（注）2	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下の通りです。 公告掲載URL <a href="https://stmn.co.jp/">https://stmn.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年7月24日	小林 一樹	愛知県東海市	特別利害関係者等(当社取締役)	株式会社ライフワーク 代表取締役 小林 一樹	愛知県名古屋市中区栄3丁目2番3号名古屋日興証券ビル4階	特別利害関係者等(当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員、大株主上位10名) (注) 4	普通株式 200	2,082,600 (10,413) (注) 5	移動前所有者の売却意向による
2020年7月1日	加藤 厚史	岐阜県羽島郡笠松町	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	小林 一樹	愛知県東海市	特別利害関係者等(当社取締役) (注) 4	普通株式 50	— (贈与)	役員に対するインセンティブ付与のため
2020年7月1日	加藤 厚史	岐阜県羽島郡笠松町	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	満沢 将孝	愛知県名古屋市中区	特別利害関係者等(当社取締役)	普通株式 30	— (贈与)	役員に対するインセンティブ付与のため
2020年7月1日	加藤 厚史	岐阜県羽島郡笠松町	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	森山 裕平	静岡県浜松市浜北区	特別利害関係者等(当社取締役)	普通株式 22	— (贈与)	役員に対するインセンティブ付与のため
2020年7月1日	加藤 厚史	岐阜県羽島郡笠松町	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	松谷 勇史朗	愛知県尾張旭市	当社の従業員	普通株式 10	— (贈与)	経営参画への意識向上のため
2020年7月1日	加藤 厚史	岐阜県羽島郡笠松町	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	丸岡 智泰	大阪府大阪市北区	当社の従業員	普通株式 10	— (贈与)	経営参画への意識向上のため
2020年7月1日	加藤 厚史	岐阜県羽島郡笠松町	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	大西 泰平	愛知県名古屋市中区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	普通株式 5	— (贈与)	役員に対するインセンティブ付与のため
2020年7月1日	加藤 厚史	岐阜県羽島郡笠松町	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	松井 常芳	岐阜県岐阜市	特別利害関係者等(監査役)	普通株式 3	— (贈与)	企業統治向上のため
2020年7月1日	加藤 厚史	岐阜県羽島郡笠松町	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	岩田 修	愛知県名古屋市中区	当社の従業員	普通株式 3	— (贈与)	経営参画への意識向上のため
2020年7月1日	加藤 厚史	岐阜県羽島郡笠松町	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	喜多 亮介	愛知県名古屋市中区	当社の従業員	普通株式 2	— (贈与)	経営参画への意識向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年 8月11日	-	-	-	ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社 代表取締役 豊貴 伸一	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △960 普通株式 960	-	(注) 6
2020年 8月11日	-	-	-	ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社 代表取締役 豊貴 伸一	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △240 普通株式 240	-	(注) 6

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2018年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
5. 移動価格算定方式は次のとおりです。  
純資産価額方式により算出した価格を総合的に勘案し、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
6. 2020年8月11日開催の当社取締役会決議に基づき、A種優先株式1,200株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を1,200株交付しております。また、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式の全てを消却しております。
7. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月30日付で株式分割についての決議をしておりますが、上記移動株数は株式分割前の内容を記載しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2018年3月26日	2018年8月6日
種類	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 190株 (注) 4	普通株式 45株
発行価格	200,000円 (注) 3	200,000円 (注) 3
資本組入額	100,000円	100,000円
発行価額の総額	38,000,000円	9,000,000円
資本組入額の総額	19,000,000円	4,500,000円
発行方法	2018年3月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2018年7月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—

項目	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2018年12月17日	2019年4月22日
種類	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 55株	普通株式 50株 (注) 4
発行価格	200,000円 (注) 3	200,000円 (注) 3
資本組入額	100,000円	100,000円
発行価額の総額	11,000,000円	10,000,000円
資本組入額の総額	5,500,000円	5,000,000円
発行方法	2018年7月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2019年3月19日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2

項目	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	2019年8月13日	2020年7月13日
種類	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 50株 (注) 4	普通株式 50株
発行価格	200,000 (注) 3	200,000 (注) 3
資本組入額	100,000円	100,000円
発行価額の総額	10,000,000円	10,000,000円
資本組入額の総額	5,000,000円	5,000,000円
発行方法	2019年3月19日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2020年6月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2019年12月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
  3. 発行価格は、類似業種比準価額方式とDCF方式を参考に、決定したものであります。
  4. 新株予約権①については、退職等により従業員4名22株分の権利が喪失しております。  
新株予約権④については、退職等により従業員4名4株分の権利が喪失しております。  
新株予約権⑤については、退職等により従業員2名2株分の権利が喪失しております。  
新株予約権⑥については、退職等により従業員1名1株分の権利が喪失しております。
  5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき200,000円	1株につき200,000円	1株につき200,000円
行使期間	2020年3月27日から 2028年3月26日まで	2020年8月6日から 2028年8月5日まで	2020年8月6日から 2028年8月5日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	1株につき200,000円	1株につき200,000円	1株につき200,000円
行使期間	2021年3月25日から 2029年3月24日まで	2021年3月25日から 2029年3月24日まで	2022年7月14日から 2030年7月13日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

7. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月30日付で株式分割についての決議をしておりますが、上記「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。



## 2【取得者の概況】

### 新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
大西 泰平	愛知県名古屋市北区	会社役員	50	10,000,000 (200,000)	当社取締役(注) 2
小林 一樹	愛知県東海市	会社役員	50	10,000,000 (200,000)	当社取締役(注) 2
喜多 亮介	愛知県名古屋市千種区	会社員	30	6,000,000 (200,000)	当社従業員
松谷 勇史朗	愛知県尾張旭市	会社員	10	2,000,000 (200,000)	当社従業員
丸岡 智泰	大阪府大阪市北区	会社員	10	2,000,000 (200,000)	当社従業員
森山 裕平	静岡県浜松市浜北区	会社員	10	2,000,000 (200,000)	当社従業員(注) 3
岩田 有加里	愛知県名古屋市中区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
鈴木 翔太	愛知県東海市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
内ヶ島 隆生	岐阜県岐阜市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
久保田 桃加	三重県鈴鹿市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては記載しておりません。  
 2. 大西泰平、小林一樹は、当社取締役であり特別利害関係者等に該当しております。  
 3. 森山裕平は、2020年3月24日に取締役に就任し特別利害関係者等に該当しております。  
 4. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月30日付で株式分割についての決議をしておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の内容を記載しております。

### 新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
満沢 将孝	愛知県名古屋市中区	会社員	20	4,000,000 (200,000)	当社従業員(注) 1
森山 裕平	静岡県浜松市浜北区	会社員	10	2,000,000 (200,000)	当社従業員(注) 2
松谷 勇史朗	愛知県尾張旭市	会社員	5	1,000,000 (200,000)	当社従業員
中谷 奈緒美	愛知県名古屋市瑞穂区	会社員	5	1,000,000 (200,000)	当社従業員
満本 尚士	愛知県名古屋市千種区	会社員	5	1,000,000 (200,000)	当社従業員

- (注) 1. 満沢将孝は、2019年9月3日に取締役に就任し特別利害関係者等に該当しております。  
 2. 森山裕平は、2020年3月24日に取締役に就任し特別利害関係者等に該当しております。  
 3. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月30日付で株式分割についての決議をしておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
満沢 将孝	愛知県名古屋市中区	会社員	20	4,000,000 (200,000)	当社従業員 (注) 1
喜多 亮介	愛知県名古屋市千種区	会社員	10	2,000,000 (200,000)	当社従業員
森山 裕平	静岡県浜松市浜北区	会社員	10	2,000,000 (200,000)	当社従業員 (注) 2
丸岡 智泰	大阪府大阪市北区	会社員	5	1,000,000 (200,000)	当社従業員
内ヶ島 隆生	岐阜県岐阜市	会社員	3	600,000 (200,000)	当社従業員
久保田 桃加	三重県鈴鹿市	会社員	3	600,000 (200,000)	当社従業員
小林 友樹	岐阜県瑞穂市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
津田 恭佑	愛知県名古屋市中区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員

- (注) 1. 満沢将孝は、2019年9月3日に取締役就任し特別利害関係者等に該当しております。  
 2. 森山裕平は、2020年3月24日に取締役就任し特別利害関係者等に該当しております。  
 3. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月30日付で株式分割についての決議をしておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
森山 裕平	静岡県浜松市浜北区	会社員	10	2,000,000 (200,000)	当社従業員 (注) 3
満沢 将孝	愛知県名古屋市中区	会社員	10	2,000,000 (200,000)	当社従業員 (注) 2
松谷 勇史朗	愛知県尾張旭市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
丸岡 智泰	大阪府大阪市北区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
喜多 亮介	愛知県名古屋市千種区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
岩田 有加里	愛知県名古屋市中区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
鈴木 翔太	愛知県東海市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
菅生 悠	愛知県名古屋市中川区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
森川 智仁	愛知県名古屋市名東区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
山田 亮二	愛知県名古屋市天白区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
内ヶ島 隆生	岐阜県岐阜市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
久保田 桃加	三重県鈴鹿市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
田中 誠人	愛知県名古屋市北区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
中谷 奈緒美	愛知県名古屋市瑞穂区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
森田 明日香	愛知県名古屋市中区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
庄司 勇太	東京都杉並区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
清家 航	東京都豊島区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
伊香 昭則	愛知県春日井市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
梅田 力	兵庫県川西市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
満本 尚士	愛知県名古屋市千種区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
澁谷 亮	大阪府吹田市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
伊藤 勇汰	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
岩田 修	愛知県名古屋市東区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
河井 夏生	愛知県名古屋市北区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
小林 友樹	岐阜県瑞穂市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
坂 弘登	大阪府大阪市淀川区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
津田 恭佑	愛知県名古屋市西区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
間瀬 翔也	愛知県小牧市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては記載しておりません。  
2. 満沢将孝は、2019年9月3日に取締役就任し特別利害関係者等に該当しております。  
3. 森山裕平は、2020年3月24日に取締役就任し特別利害関係者等に該当しております。  
4. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月30日付で株式分割についての決議をしておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
満沢 将孝	愛知県名古屋市中区	会社員	20	4,000,000 (200,000)	当社従業員 (注) 2
森山 裕平	静岡県浜松市浜北区	会社員	8	1,600,000 (200,000)	当社従業員 (注) 3
喜多 亮介	愛知県名古屋市千種区	会社員	5	1,000,000 (200,000)	当社従業員
松谷 勇史朗	愛知県尾張旭市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
丸岡 智泰	大阪府大阪市北区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
中谷 奈緒美	愛知県名古屋市瑞穂区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
伊香 昭則	愛知県春日井市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
岩田 浩史	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
岩田 有加里	愛知県名古屋市中区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
菅生 悠	愛知県名古屋市中川区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
森川 智仁	愛知県名古屋市名東区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
山田 亮二	愛知県名古屋市天白区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
梅田 力	兵庫県川西市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては記載しておりません。  
 2. 満沢将孝は、2019年9月3日に取締役就任し特別利害関係者等に該当しております。  
 3. 森山裕平は、2020年3月24日に取締役就任し特別利害関係者等に該当しております。  
 4. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月30日付で株式分割についての決議をしておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の内容を記載しております。

## 新株予約権⑥

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
森川 智仁	愛知県名古屋市名東区	会社員	3	600,000 (200,000)	当社従業員
山田 亮二	愛知県名古屋市天白区	会社員	3	600,000 (200,000)	当社従業員
岩田 浩史	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	3	600,000 (200,000)	当社従業員
岩田 有加里	愛知県名古屋市中区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
鈴木 翔太	愛知県東海市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
菅生 悠	愛知県名古屋市中川区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
久保田 桃加	三重県鈴鹿市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
中谷 奈緒美	愛知県名古屋市瑞穂区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
庄司 勇太	東京都杉並区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
河井 夏生	愛知県名古屋市北区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
小林 友樹	岐阜県瑞穂市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
津田 恭佑	愛知県名古屋市西区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
松本 渚	愛知県尾張旭市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社従業員
内ヶ島 隆生	岐阜県岐阜市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
田中 誠人	愛知県名古屋市北区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
森田 明日香	愛知県名古屋市中区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
清家 航	東京都豊島区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
伊香 昭則	愛知県春日井市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
梅田 力	兵庫県川西市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
満本 尚士	愛知県名古屋市千種区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
澁谷 亮	大阪府吹田市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
坂 弘登	大阪府大阪市淀川区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
間瀬 翔也	愛知県小牧市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
長谷川 悠生	千葉県柏市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
田中 亮佑	三重県四日市市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
古田 菜月	岐阜県岐阜市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
渡邊 悠真	愛知県一宮市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
永井 洸気	愛知県名古屋市中村区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
早川 勉	愛知県名古屋市北区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
松本 雅	兵庫県芦屋市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
横井 杏奈	愛知県名古屋市西区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
織田 高輝	兵庫県三田市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員
二階堂 賢	三重県四日市市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては記載しておりません。

2. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月30日付で株式分割についての決議をしておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の内容を記載しております。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
加藤 厚史 ※1、2	岐阜県羽島郡笠松町	4,265,000	54.39
ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	960,000	12.24
株式会社スターフロンツ ※1、5	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目6番33号	600,000	7.65
大西 泰平 ※1、3	愛知県名古屋市北区	455,000 (50,000)	5.80 (0.64)
株式会社エイチーム ※1	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング 32F	400,000	5.10
ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	240,000	3.06
株式会社ライフワーク ※1、5	愛知県名古屋市中区栄三丁目2番3号名古屋日興証券ビル4階	200,000	2.55
中京テレビ放送株式会社 ※1	愛知県名古屋市中村区 平池町四丁目60番地11	100,000	1.28
小林 一樹 ※1、3	愛知県東海市	100,000 (50,000)	1.28 (0.64)
満沢 将孝 ※3	愛知県名古屋市中区	100,000 (70,000)	1.28 (0.89)
株式会社DGベンチャーズ ※1	東京都渋谷区宇田川町15番1号 渋谷パルコDGビル	75,000	0.96
森山 裕平 ※3	静岡県浜松市浜北区	70,000 (48,000)	0.89 (0.61)
喜多 亮介 ※6	愛知県名古屋市千種区	50,000 (48,000)	0.64 (0.61)
松谷 勇史朗 ※6	愛知県尾張旭市	30,000 (20,000)	0.38 (0.26)
丸岡 智泰 ※6	大阪府大阪市北区	30,000 (20,000)	0.38 (0.26)
馬上 英実	東京都新宿区	25,000	0.32
火浦 俊彦	東京都港区	25,000	0.32
中谷 奈緒美 ※6	愛知県名古屋市瑞穂区	10,000 (10,000)	0.13 (0.13)
久保田 桃加 ※6	三重県鈴鹿市	8,000 (8,000)	0.10 (0.10)
内ヶ島 隆生 ※6	岐阜県岐阜市	7,000 (7,000)	0.09 (0.09)
満本 尚士 ※6	愛知県名古屋市千種区	7,000 (7,000)	0.09 (0.09)
岩田 有加里 ※6	愛知県名古屋市中区	6,000 (6,000)	0.08 (0.08)
鈴木 翔太 ※6	愛知県東海市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
森川 智仁 ※6	愛知県名古屋市名東区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
山田 亮二 ※6	愛知県名古屋市天白区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
小林 友樹 ※6	岐阜県瑞穂市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
津田 恭佑 ※6	愛知県名古屋市西区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
岩田 浩史 ※6	神奈川県横浜市鶴見区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
岩田 修 ※6	愛知県名古屋市東区	4,000 (1,000)	0.05 (0.01)
菅生 悠 ※6	愛知県名古屋市中川区	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
伊香 昭則 ※6	愛知県春日井市	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
松井 常芳 ※4	岐阜県岐阜市	3,000	0.04
庄司 勇太 ※6	東京都杉並区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
梅田 力 ※6	兵庫県川西市	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
河井 夏生 ※6	愛知県名古屋市北区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
田中 誠人 ※6	愛知県名古屋市北区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
森田 明日香 ※6	愛知県名古屋市中区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
清家 航 ※6	東京都豊島区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
澁谷 亮 ※6	大阪府吹田市	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
坂 弘登 ※6	大阪府大阪市淀川区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
間瀬 翔也 ※6	愛知県小牧市	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
松本 渚 ※6	愛知県尾張旭市	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
伊藤 勇汰 ※6	神奈川県横浜市戸塚区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
長谷川 悠生 ※6	千葉県柏市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
田中 亮佑 ※6	三重県四日市市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
古田 菜月 ※6	岐阜県岐阜市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
渡邊 悠真 ※6	愛知県一宮市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
永井 洸気 ※6	愛知県名古屋市中村区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
早川 勉 ※6	愛知県名古屋市北区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)



氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
松本 雅 ※6	兵庫県芦屋市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
横井 杏奈 ※6	愛知県名古屋市西区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
織田 高輝 ※6	兵庫県三田市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
二階堂 賢 ※6	三重県四日市市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
計		7,842,000 (417,000)	100.00 (5.32)

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役)

3. 特別利害関係者等 (当社取締役)

4. 特別利害関係者等 (当社監査役)

5. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

6. 当社の従業員

7. 株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数およびその割合であり、内数であります。

2020年11月5日

株式会社スタメン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦司  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スタメンの2018年1月1日から2018年12月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタメンの2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

2020年11月5日

株式会社スタメン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦司  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スタメンの2019年1月1日から2019年12月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタメンの2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

2020年11月5日

株式会社スタメン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦司  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スタメンの2020年1月1日から2020年12月31日までの第5期事業年度の第3四半期会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2020年1月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スタメンの2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

